

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290412008	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	中小企業の知財活用を推進するため、特許料の減免制度の対象拡大等を図ること	<p>【要望内容】</p> <p>ア. 出願経験の乏しい中小企業の特許料金を1/4に減免</p> <p>イ. 特許料の減免制度の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金3億円以下で、赤字あるいは設立10年未満の企業 ・ 従業員300人以下の企業を一律対象に <p>ウ. 実用新案、意匠、商標についても、特許料の減免制度と同様の制度を導入すること</p> <p>【理由】</p> <p>ヒト・モノ・カネ・情報など、さまざまな面で制約を抱える中小企業は知的財産を経営に結びつける取り組みは不十分であり、中小企業の知財活用の後押しが求められる。そのため、米国のマイクロエンティティ制度を参考に、出願経験の乏しい中小企業については料金を1/4に減免するべきである。</p> <p>また、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、米国のスモールエンティティ制度を参考に、300人以下の中小企業は一律に利用できるようにするべきである。</p> <p>さらに、実用新案、意匠、商標についても、特許料の減免制度と同様の制度を導入するべきである。</p> <p>(注)平成26年4月より、従業員20人以下の小規模事業者、設立10年未満の中小ベンチャー企業に対し、審査請求料、特許料(1～10年分)、国際出願手数料等が1/3に軽減されている。</p> <p>(注)アメリカには従業員500人以下であれば特許料等が1/2になるスモールエンティティ制度、出願経験の乏しい事業者については特許料等が1/4になるマイクロエンティティ制度がある。</p>	日本商工会議所	経済産業省	特許法関係法令において、資本金3億円以下で、非課税または設立10年未満の法人に対し、特許料及び審査請求料を1/2に軽減する措置を規定しております。また、産業競争力強化法関係法令において、従業員数が20人以下または資本金3億円以下で設立後10年未満の法人に対し、特許料及び審査請求料を1/3に軽減する措置を規定しております。	特許法 特許法施行令 特許法等関係手数料令 産業競争力強化法 産業競争力強化法施行令	その他	中小企業における知的財産権の活用の促進は重要であり、特許庁としては、全国に設置する知財総合支援窓口の運営など、様々な施策を通じ中小企業の支援に取り組んでおります。さらに、昨年4月より、中小企業を含む制度利用者の負担軽減を図るために、特許及び商標関連の料金の引下げを行ったところです。一方で、料金の設定に際しては、産業財産権制度が、制度運営に係る全ての行政経費を出願人からの料金収入で賄っており、一部の出願人に対し料金優遇を措置することが、他の出願人の負担の増大を伴う構造となっている点にも十分に留意が必要です。こうした観点とともに、料金引下げ後の出願動向や収支状況も踏まえ、減免制度を含む料金体系の在り方について引き続き検討していきます。	
290412009	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	知財の活用を推進するため、特許の出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請を一括できるようにすること	<p>【要望内容】</p> <p>出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請</p> <p>【理由】</p> <p>知的財産権の取得手続を簡単かつわかりやすくするため、出願、審査請求、早期審査、減免制度について、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、一括で簡易に申請できる仕組みを導入する必要がある。例えば、申請様式を該当事項にチェックを入れる方式にするとともに、申請要件等については宣誓(注参照)に変更し、添付する証明書類を削減することなどが考えられる。</p> <p>(注)アメリカでは、申請書類に中小企業である旨を宣誓(該当の要件項目にチェック)すれば、費用減免の対象になる。</p>	日本商工会議所	経済産業省	特許庁では、出願人にとって使いやすい制度となるよう、出願、審査請求、早期審査、減免申請の各段階で申請書類を提出する運用を取っています。審査請求は特許出願の後、3年間可能とし、自社の事業化戦略や他社の出願状況、出願技術の市場動向も勘案して、自社に合った最良のタイミングで審査請求することができるようになっています。実際、出願と審査請求を同時に行うユーザーは2割に満たないものとなっています。早期審査制度は、審査請求をすることが決まり、出願人又はライセンスを受けた者がその発明を実施しているもの(例えば、その発明を事業化しているもの)や外国にも出願しているもの等に対して、当該制度を利用することで、通常の審査に比べて審査結果を早く得ることができるというものです。減免制度は資力が乏しい者などを対象に審査請求料を1/2や1/3に軽減するという制度で、審査請求と同時に減免対象者であることの申請及びその証明書の提出を行っていただいております。	—	対応不可 現行制度下で対応可能	知的財産権の取得手続を簡単かつわかりやすくすることは重要と考えています。特許庁では、申請書類作成支援として「かんたん願書作成」という専用ソフトを無料でHPを通じて配布しており、当該ソフトを利用することで、出願、審査請求、早期審査を一括で申請できるようになっています。また、減免制度については、本人確認やシステム上の問題から出願ソフトを用いた一括申請は難しいものの、昨年4月より、ソフトを用いた減免制度に係る資料作成を可能としています。	
290412016	29年4月12日	29年4月25日	29年5月31日	特に地方で深刻となっている人材不足を解消するため、中小企業に限りインターンシップを通じた人材採用を認めること	<p>【要望内容】</p> <p>中小企業に限り、インターンシップを通じた人材採用を認めること</p> <p>【理由】</p> <p>中小企業は、人材採用において、大企業と比べ不利な環境にあることから、深刻な人材不足に陥っている。また、新卒採用後3年間の離職率は中小企業で4割、小規模事業者で5割を超えるなど、人材のミスマッチも起こっている。インターンシップは自社に合った人材を発掘する有効な手段と考えられるが、「人的負担が大きい」、「メリットがない」、「採用に直結しない」といった理由から、中小企業では大企業と比べその取り組みが低調である。</p> <p>加えて、現在、政府において、東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地方在住学生の地方定着を目指す「地方創生インターンシップ事業」が推進されているところである。</p> <p>このため、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が示す「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において示されている、「企業がインターンシップ等で取得した学生情報は広報活動・採用選考活動に使用できない」について、中小企業に限っては対象外とするべきである。</p>	日本商工会議所	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくり等を進めるため、就職・採用活動の日程(広報活動・採用選考活動開始時期等)が設定されていることを踏まえ、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において、広報活動・採用選考活動の開始後に行われるインターンシップであり、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示された場合でなければ、企業がインターンシップ等で取得した学生情報は当該活動に使用できないとされています。	「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(平成9年9月文部科学省・厚生労働省・経済産業省作成、平成27年12月一部改正)	その他	文部科学省に「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」を設置し、インターンシップの実施に係る中小企業の負担軽減策や、インターンシップと就職・採用活動との関係も含め、インターンシップの在り方や推進方策について検討を行っているところであり、現在、議論の取りまとめに向けて調整を行っているところです。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290506002	29年5月6日	29年5月23日	29年6月15日	商標の更新手続きについて	<p>商標権の存続期間は、登録から10年とされている。もし、10年を超えて商標権を維持する場合は、特許庁に更新申請をしなければならない。具体的には、10年の期間満了の半年前から期間満了日までの間に、商標の登録更新申請をする必要がある。この更新申請については、特許庁から更新時期の到来を知らせる通知はなく、商標権者が把握をして、忘れずに申請をしなければならない。しかも、『商標権存続期間更新登録申請書』という書類を自ら作成して、特許庁に提出しなければならないのである。商標権を保有する会社は、いずれもこの負担を強いられている。</p> <p>一方、マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願については、WIPO(ファイボ。国際事務局。)から更新時期の通知が届き、更新料を振り込むだけで、存続期間は更新される。更新時期の通知は、非公式なものとされて、これが届いていなかったとしても、更新忘れについて救済されるわけではない。しかし、通知があることにより、商標権者は管理負担の軽減が図られている。そして、『商標権存続期間更新登録申請書』という書類は作成する必要がない。</p> <p>このように、国際出願において軽減が図られているにも関わらず、国内の申請のみ、旧態依然の面倒な手続きが残されている。これについて、商標法を所管する経済産業省は、「当該権利の内容や使用状況等を見直して、更新するか否か、商品又は役務の区分を減じるか否か、あるいは新規に出願を行うかなど、多面的な角度から検討が必要」として、見直す意思を示していない。</p> <p>しかしながら、権利範囲の変更があるときは、商標権者に変更申請をさせれば良いのであるし、国際的にもこの方法で問題が無いのである。国内法のみ面倒な手続きがあるというのは、国際法の考え方からしてもおかしなことであるから、更新申請制度は廃止し、国際法に準じた手続きに軽減されるべきである。</p>	個人	経済産業省	<p>商標権の存続期間は、設定登録の日から10年で終了します。ただし、商標は、事業者の営業活動によって蓄積された信用を保護することを目的としていますので、必要な場合には、存続期間の更新登録の申請によって10年の存続期間を何度でも更新することができます。</p> <p>更新申請は、以下の事項を記載した申請書を特許庁に提出することにより行います。</p> <p>①申請人の氏名又は名称及び住所又は居所 ②商標登録の登録番号 ③前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項</p> <p>※出願時と異なり商標登録を受けようとする商標や指定商品・役務の記載は不要</p> <p>更新登録を申請できる期間は、存続期間満了の6ヶ月前から満了の日までの間であり、更新登録申請と同時に更新登録料の納付が必要となります。また、満了日までに更新登録申請ができなかった場合は、満了日の翌日から6ヶ月以内に限り、納付すべき更新登録料に加え、同額の割増登録料を納付することにより権利を更新することができます。</p> <p>更新登録申請期間内に申請がなされない場合は、その商標権は、存続期間の満了の時にさかのぼって消滅したものとみなされます。</p>	商標法	対応不可	一度設定された商標権が何らの制限なしに半永久的に存続するということは、①権利者が業務の廃止等の理由により、その商標権の存続を希望しなくなったような場合、②長期間にわたって使用されていない大量の登録商標が存在し続けることによって商標制度の本来の趣旨を逸脱するような事態となる場合、等に不当な結果を招くことになり得るといえます。そのため現行制度では、商標権の更新時に、申請手続きを権利者に課すことにより、必要な場合にのみ、何回でも存続期間を更新することができるものとして権利の永続性を認めつつ、上述の問題を解決しています。このことから、更新申請制度の廃止は、こうした問題点解決と、商標権の永続性とのバランスを崩すことになりかねないと考えられます。	
290525001	29年5月25日	29年6月12日	29年6月30日	ビル内非常灯点検の消防設備士などへの解放	<p>ビルやホテルの所有者は、非常灯や誘導灯の点検を定期的に行わなければならない。このうち、非常口マークの誘導灯やスプリンクラーは、消防設備士が点検を行っている。しかし、平時には消灯していて、停電時にのみ点灯する非常灯(小さな電球)の定期点検は、建築士による点検項目となっている。</p> <p>検査の方法としては、非常灯の横のヒモを引っ張って、電気が付くかどうかの検査のみである。この検査のために、わざわざ建築士に依頼をしなければいけないのは、不合理というほかにはない。</p> <p>非常灯の点検など簡単であって、高度な建築学の知識は必ずしもいらないので、一定の講習会を実施するなどして、消防設備士にも点検資格を認めるべきである。なお、非常用発電設備などは、建築士や電気工事士ではなく、「特殊電気工事資格者」と呼ばれる資格者が実施している。このような者にも、電気関連の消防設備点検を認めるべきである。</p> <p>誘導灯、非常灯の保守点検に関する関連法令(日本照明工業会) http://www.jilma.or.jp/anzen/bousai/tenken.htm</p>	個人	総務省 経済産業省 国土交通省	<p>建築設備の定期検査については、一級建築士や二級建築士だけでなく、検査等に関する講習を修了した人が行うこととしている。</p> <p>このため、大学において建築学や機械工学等を卒業後、建築設備に関して2年以上の実務経験がある人や、建築設備士の資格を有する人など建築士以外でも講習を受けることにより建築設備の定期検査を行うことができる。</p>	建築基準法第12条第3項、第12条の3第3項第一号 建築基準法施行規則第6条の6、第6条の9第1項第一号、第6条の12 平成28年国土交通省告示第700号第2	対応不可	非常用の照明装置の定期検査においては、「予備電源への切替え及び器具の点灯の状況」のほか設置状況が建築基準法に適合していることを検査するなど、建築基準法に関する知識が必要となることから、消防設備士による検査は難しいと考える。また、建築設備の定期検査においては、非常用の照明装置のほか換気設備、排煙設備、給水設備及び排水設備についての検査を行うこととなる。このため、検査を行う人には、建築設備全般に係る知識が必要となることから、難しいと考える。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290526001	29年5月26日	29年6月12日	29年7月20日	特許印紙など収入印紙以外の印紙の廃止	<p>特許庁における手続き(特許出願や商標登録出願など)は、収入印紙ではなく、特許印紙が使われている。</p> <p>この特許印紙は、金券ということもあり、印刷コストや管理コスト、郵便局などに対する販売手数料など、かなりの経費が必要となっている。</p> <p>しかしながら、特許庁としては、口座引き落としや振り込み等での支払いも認めているため、必ずしも特許印紙が必要とはなっていない。</p> <p>利用者についても、特許や商標の出願等は、一般家庭ではなく会社などの事業者が利用する手続きであり、実際の手続きでは出願では弁理士、譲渡などでは行政書士が代理をすることもある。</p> <p>そうすると、支払い方法をすべて振り込みにしたとしても、手続きが困ることはほとんど考えられない。</p> <p>したがって、無駄なコストを削減するために、特許庁は納付方法ごとのコストについて調査し、比較して特許印紙のコストが高いのであれば、特許印紙を廃止すべきである。</p> <p>これは、雇用保険印紙、健康保険印紙、自動車検査登録印紙、自動車重量税印紙にも言えることである。</p> <p>なお、会社の登記簿謄本請求などで利用していた登記印紙は、特別会計廃止によりすでに廃止された。前述の印紙を一般会計に組み込み、収入印紙に統合することも、同時に検討されて良いと思う。</p>	個人	財務省	<p>【自動車重量税印紙】</p> <p>自動車重量税は、自動車重量税印紙による納付のほか、自動車保有関係手続のワンストップサービスにおける電子納付等が認められています。</p>	自動車重量税法8条.9条.10条.10条の2他	対応不可	<p>自動車重量税については、業者等に手続きを委託する場合のほか、自動車ユーザー自身が手続きを行う場合もあり、納付方法を電子納付のみとすることは現実的ではありません。</p> <p>自動車重量税印紙を廃止して車検証の交付等を行う陸運局等の窓口で現金で納付する場合、毎日大量の車検を扱う中で、窓口が混乱したり、陸運局等で公金を管理するための体制の整備等が必要となることから、簡便な納付方法として印紙納付制度が採用されています。</p> <p>また、自動車重量税は、その収入のうち1000分の407を地方に譲与することとされており、自動車重量税の金額を特定する必要があることから、他の税や手数料等の納付手段として用いられている収入印紙と統合することはできません。</p>	△
							厚生労働省	<p>【雇用保険印紙】</p> <p>雇用保険の日雇労働者給付金は、労働保険特別会計から支出されていますが、これは、雇用保険法による雇用保険事業に関する経理を明確にすることを目的としています。(特別会計に関する法律第96条)</p> <p>【健康保険印紙】</p> <p>健康保険法における日雇特例被保険者に係る保険料は、年金特別会計に収納された後、日雇特例被保険者の健康保険事業を実施する協会けんぽ(保険者)に対して交付されていますが、これは、健康保険法による健康保険に関し政府が行う業務に関する経理を明確にすることを目的としています。(特別会計に関する法律第108条)</p>	<p>【雇用保険印紙】</p> <p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律第23条</p> <p>【健康保険印紙】</p> <p>健康保険法(大正11年70号)第169条</p>	対応不可	<p>【雇用保険印紙】</p> <p>日雇労働被保険者に係る保険料の徴収や日雇労働者給付金の支給を含む雇用保険事業については、特別会計により行うことで経理を明確にしております。そのため、雇用保険印紙を一般会計に組み込み、収入印紙に統合することは困難です。</p> <p>また、雇用保険の日雇労働被保険者を使用する事業主が、日雇労働被保険者に賃金を支払う都度、雇用保険印紙の貼付と消印することによって印紙保険料を納付することとされているのは、不特定多数の事業主に雇用され、賃金の変動もあるという日雇労働者の就労実態からして、通常の保険料納付の場合のような現金収納をすることが困難であり、また、日雇労働者給付金の受給要件等の確認にも印紙貼付状況の確認は必要不可欠なものであるからです。</p> <p>【健康保険印紙】</p> <p>健康保険事業を実施する目的のため、日雇特例被保険者に係る保険料の徴収及び協会けんぽへの交付は、特別会計により経理することで、給付と負担の関係を明確にしております。一般会計(国庫)に組み込むことは、日雇特例被保険者の保険料収入とその他の(国庫)収入の区別がつかなくなり、給付と負担の関係が不明確となることから困難です。</p> <p>また事業主が、健康保険印紙を購入する方法ではなく、口座引き落としにより後日、保険料を支払うことについては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主は各日に使用した日雇特例被保険者と報酬をそれぞれ記録し、別途協会けんぽ等に報告しなければならないこと ・協会けんぽは、上記人数及び報酬について報告が正しいか定期的に調査を行う必要が生じること ・保険料が引き落とされるまで日雇特例被保険者の受給資格の確認が難しく、確認までの期間に保険給付を受けられなくなる恐れがあること <p>から事業所及び協会けんぽの事務コストや日雇特例被保険者の不利益を考慮すると、現行制度の見直し、口座引き落とし等へ変更することは困難です。</p>	
							経済産業省	<p>【特許印紙】</p> <p>特許料及び手数料の納付については、特許法第107条第5項及び第195条第8項等の規定により、特許印紙を使用して行う旨を原則とした上で、同項ただし書により、経済産業省令で定める場合には、現金をもって納付することができることとされています。</p> <p>特許料等の現行の納付方法は、特許印紙による納付、特許印紙による予納、現金納付、電子現金納付および口座振替による納付の5つの方法があります。</p>	<p>特別会計に関する法律</p> <p>印紙をもって歳入金納付に関する法律</p> <p>特許法</p> <p>実用新案法</p> <p>意匠法</p> <p>商標法</p> <p>工業所有権に関する法律</p>	対応不可	<p>特許庁では、特許料等の納付については、特許印紙による納付(予納を含む)に加え、平成8年には現金納付制度、平成17年にはインターネットを活用した電子現金納付制度、平成21年には口座振替による納付制度を導入し、特許印紙による納付に比べてコストを抑えた納付方法の拡大に努めてまいりました。</p> <p>一方、現状において、特許料等の納付の約8割が特許印紙による予納で行われており、特許印紙による予納を利用している理由として、「使い慣れているから」、「納付手続きが簡単だから」といった利用者の声が多く、特許印紙を廃止することは困難だと考えられています。</p> <p>なお、特許特別会計は、出願人からの出願料、審査請求料、特許料等の収入により、審査・審判、登録等の事務を適切に行うために、一般会計と区分して経理を行うため設置され、特許法等に基づく手数料等の収入を特許特別会計の歳入として特定するために特許印紙が採用されました。これまで、受益者負担の考えに基づき、一般会計に依存しない収支相償で運用しています。</p>	
国土交通省	<p>【自動車検査登録印紙】</p> <p>自動車の検査、登録に係る手数料については、運輸支局等において手続を行う場合は、自動車検査登録印紙をもって納付することとされています。</p>	<p>印紙をもってする歳入金納付に関する法律</p> <p>第2条</p> <p>道路運送車両法</p> <p>第102条</p>	対応不可	<p>検査、登録に係る申請者が運輸支局等において手続を行う場合、運輸支局等の近辺に所在する自動車検査登録印紙売りさばき所において自動車検査登録印紙を購入することが可能である一方、仮に印紙を廃止した場合、申請者には運輸支局において申請を行うとは別に、金融機関等に向いて納付手続を行う必要が生じることとなり、申請者の負担が増加することから、自動車検査登録印紙を廃止することは困難と考えます。</p> <p>また、印紙の売りさばき時点で当該手数料が自動車安全特別会計自動車検査登録勘定に帰属する歳入であることを明らかにする必要があるため、自動車検査登録印紙を収入印紙に統合することはできません。</p>								

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290819001	29年8月19日	29年9月20日	29年10月6日	家庭用炭酸水製造用炭酸ガスボンベ交換の簡易化	<p>SodaStreamという家庭用の炭酸水製造装置を使っていますが、炭酸ガスボンベの交換が面倒です。(他の製品も似たようなものだと思います)恐らく高圧ガス法などの規制を受けているのでしょうか、店頭で、台帳や単票に住所、氏名などの記入が何度も必要になります。店員も不慣れで、手間もかかり、こちらが恐縮します。たった60リットルの炭酸ガス、直径5センチ、長さ40センチくらいのお小さいボンベです。中身にも単なる二酸化炭素です。</p> <p>空のボンベと交換で、数本以内という条件なら、そういう管理をしなくていいようにできないのでしょうか。一カ所に大量になければ、問題になるようなことは、全然ないと思います。</p>	個人	経済産業省	高圧ガスの販売に際しては、高圧ガス販売業者は技術上の基準に従って高圧ガスの販売をする事が義務づけられています。具体的には、高圧ガス販売の技術基準では、高圧ガスの販売業者は、高圧ガスの引き渡し先の保安状況を明記した台帳(販売先の名称、所在地等を記載)を備えること、販売する高圧ガスの充填容器が支障のある腐食・割れ・すじ・しわ等がなく、ガスが漏えいしていないものを引き渡すこと等が定められており、高圧ガスの安全確保に必要な知見を有する販売業者が高圧ガスの販売先の保安の確保に寄与できる仕組みとなっています。(高圧ガス保安法第20条の6、一般高圧ガス保安規則第40条) <p>また、高圧ガスの販売業者は販売した高圧ガス容器を特定出来る情報やその授受先を記録した帳簿(充填容器の記号及び番号、高圧ガスの種類及び充填圧力等を記載)の作成・保存の義務が課せられており、万一販売した容器に保安上の支障があった場合に対応出来る仕組みとなっています。(高圧ガス保安法第60条第1項、一般高圧ガス保安規則第95条第3項)</p> <p>ただし、内容積が300ミリリットル以下の容器内の高圧ガス(圧力20メガパスカル以下のものに限る)については、貯蔵数量が常時5立方メートル未満の販売所で販売する場合には、販売に関する規制を受けないことから、上記の台帳や帳簿への記入の必要はありません。</p>	高圧ガス保安法第20条の6、第60条第1項、一般高圧ガス保安規則第40条、第95条第3項。	対応不可	今回の要望項目の家庭用の炭酸水製造装置に用いられる炭酸ガスボンベについては、内容積が640ミリリットルと販売の規制を不要とする要件を越えているため、高圧ガス保安法に基づき販売業者が台帳や帳簿を作成する必要があります。当該ボンベは、高圧ガス保安法の規制対象となる1メガパスカルを超える、約12メガパスカルの高い圧力の高圧ガスが封入されています。これは工場等で用いられる炭酸ガスボンベに近い圧力であり、容器の不良や不適切な扱いにより事故が発生した場合、負傷者の発生など重大な災害を引き起こす可能性があります。したがって、引き続き、販売業者によって、引き渡す容器の安全の確保や販売先の把握等によって万が一災害が発生した場合などに必要な対応ができるようにしておくため、販売業者が購入者を把握する事は必要不可欠です。	
290925025	29年9月25日	29年11月6日	29年12月15日	債権譲渡担保、もしくは債権譲渡(流動化)による資金調達の促進に向けた規制改革(債権法改正関連)	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 改正民法では、債権譲渡禁止(制限)特約が付されても債権譲渡自体は有効とされたが、譲渡禁止(制限)特約付債権の譲渡が当事者間の契約違反と評価されて契約が解除・更新見送りされるおそれが残っているほか、譲渡担保権者、譲受人もしくはアレンジャーたる金融機関としても契約違反の惹起についてのコンプライアンス上の懸念がある。 ・このままでは、債権譲渡による資金調達の活性化(とりわけ中小企業の資金調達の可能性拡充)を目指した法改正の趣旨が没却されかねない。</p> <p>【制度的要請内容】 ・金融機関の監督指針の改訂などにより、譲渡禁止(制限)特約が付された債権について譲渡担保の設定を受けること、債権を譲り受けること、もしくはそれらをアレンジすることが金融機関にとってコンプライアンス上の問題とならないことを明らかにしていただきたい。また、譲渡禁止(制限)特約付債権の担保評価を高めることを可能とするため、金融検査マニュアルの改訂などにより、特約が付していることだけで一般担保としての評価ができなくなるようにならないでいただきたい。 ・譲渡禁止(制限)特約が付された債権譲渡が契約の解除事由や更新見送り事由とならない旨の告知・指導による合理的な商慣習の形成、各業界(建設業界や小売業界など)におけるB to B取引の標準契約書・約款の改定促進、中小企業の資金調達保護政策上の対策(優越的地位の濫用に関するガイドラインや下請法の改正などを含む)などにより、譲渡禁止(制限)特約が付された債権を譲渡することに関する懸念を解消していただきたい。</p> <p>【要望理由】 ・債権を担保とした中小企業等の資金調達促進のため、上記を明確化すべく、要望するもの。</p>	公正取引委員会 金融庁 法務省 経済産業省 国土交通省	<p>【公正取引委員会】 公正取引委員会は、優越的地位の濫用に係る法運用の透明性、事業者の予見可能性を向上させる観点から、独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化するため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定しています。 また、下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として制定されています。</p> <p>【金融庁】 現行の民法において、譲渡禁止(制限)特約付の債権について譲渡を行った場合、原則として、債権譲渡の効力は無効とされています(民法第466条第2項)。他方で、2020年中に施行予定の改正民法においては、譲渡禁止(制限)特約付の債権譲渡が有効とされています(改正民法第466条第2項)。債務者は、当該特約につき悪意・重過失の譲受人に対して履行を拒絶し、譲渡人に対して有効に弁済することができる旨が規定されています(同条第3項)。</p> <p>なお、金融庁の現行の「金融検査マニュアル」においては、「債権担保は、確実な回収のために、適切な債権管理が確保されているもの」が自己査定における一般担保に該当すると規定されています(自己査定(別表1)1。(4)②)。 また、現行の「金融検査マニュアル」に関するよくあるご質問(FAQ)別編《ABL編》Iにおいては、現行の民法の規定を前提として、売掛金を担保とするに当たっての前提条件として、「譲渡禁止特約が付されていないこと」が規定されています(1。(3)②)。</p> <p>【法務省】 民法の一部を改正する法律(平成28年法律第44号)による改正後の民法においては、譲渡制限特約が付された債権の譲渡を有効としています。併せて、債務者は基本的に譲渡人(元の債権者)に対する弁済等をすれば免責されるとするなど、弁済の相手方を固定することへの債務者の期待は必要限度で保護されています。そのため、譲渡制限特約が弁済の相手方を固定する目的でされたときは、債権譲渡は必ずしも特約の趣旨に反しないとみることができ、そもそも契約違反(債務不履行)にならないといえます。また、債務者にとって譲渡がされても特段の不利益はないため、債務者において契約の解除を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用等にも当たり得ます。</p> <p>【経済産業省】 下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準第8.7.(1)においては、下請事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供や債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、下請事業者の円滑な資金調達を推進するため、親事業者は、下請事業者との間での契約締結の際に譲渡禁止特約を締結する場合であっても、金融機関等に対しては、譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努めるものとされています。 同(2)では、親事業者は、下請事業者から、売掛債権等の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、申出を十分尊重して対応するとともに、不当に不利な取扱いをしてはならないものとされています。 同(3)では、親事業者は、禁止特約を解除していない場合であっても、下請事業者からの要請に応じ、債権の譲渡の承諾に適切に努めるものとされています。</p> <p>【国土交通省】 標準請負契約約款は、請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告するものです。 現在、公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款(甲)及び(乙)並びに建設工事標準下請契約約款の4つが作成されており、これに加え、各民間団体においても工事請負契約に係る約款が作成され、活用されています。</p>	<p>【公正取引委員会】 独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)、下請法</p> <p>【金融庁】 民法466条、金融検査マニュアル218頁「自己査定(別表1)1.債権の分類方法(4)担保による調整②一般担保」、金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)別編《ABL編》など</p> <p>【法務省】 民法第466条</p> <p>【経済産業省】 下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準第8.(7)、(1)、(2)及び(3)</p> <p>【国土交通省】 建設業法第34条第2項</p>	<p>【公正取引委員会】 対応不可</p> <p>【金融庁】 対応不可</p> <p>【法務省】 その他</p> <p>【経済産業省】 現行制度下で対応可能</p> <p>【国土交通省】 その他</p>	<p>【公正取引委員会】 優越的地位の濫用行為は、公正な競争を阻害するおそれがあることから独占禁止法により規制されています。どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあるか認められるのかについては、問題となる不当な不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断することになります。御提案において、どのような不当な不利益が発生するかなど説明されておらず、そのような不利益があるとは認識していないので「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を改正することは不可です。 また、下請法についても、同様と考えており、対応不可です。</p> <p>【金融庁】 要望内容のうち、コンプライアンス上の懸念については、改正民法の解釈の明確化やその周知、整理がなされたうえで、適切に商慣習が形成されることが重要であり、民法上の商慣習に関して、金融庁の監督指針において措置を講じることは困難であると考えます。 また、担保評価は実質的な経済価値に基づくべきものであって、形式的に判断するものではなく、総合的に判断すべきものと考えられます。なお、譲渡禁止(制限)特約付債権担保に関する記述に限らず、検査マニュアル全般について形式ではなく実質を見て判断するという観点を明確化するため、金融検査マニュアルの抜本的な見直しを検討しています。</p> <p>【法務省】 改正法の下で、譲渡制限特約が付された債権を譲渡したとしても、債権譲渡は必ずしも特約の趣旨に反しないとみることができ、そもそも契約違反(債務不履行)にならないと言い得ることや、債務者にとって特段の不利益はないため、債務者において契約の解除を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用等に当たり得ることなど、改正後の民法の規定の趣旨や解釈については、改正法の施行までの間、引き続き、幅広く周知を行っていきます。</p> <p>【経済産業省】 中小企業庁では、中小企業の資金調達の円滑化において、債権譲渡禁止特約の存在が課題であると認識しており、平成28年12月、下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準を左記のとおり改正し、中小企業が金融機関に対し、売掛債権を譲渡・担保提供することが親事業者に認められるよう促進しています。また、(3)において、譲渡禁止(制限)特約が付された債権の譲渡についても承諾に努めるよう規定しています。なお、制度の改正から1年経っていないことから、当分の間は、これら現行制度の周知・徹底にて、譲渡禁止(制限)特約が付された債権の譲渡が契約の解除事由や更新見送り事由とならないような合理的な商慣習が形成されるよう努めます。</p> <p>【国土交通省】 標準請負契約約款については、中央建設業審議会が公正な立場から審議を行った上で作成するものであり、ご提案のあった債権譲渡を含め今般の改正民法を踏まえた対応については、今後中央建設業審議会において必要な検討が行われることとなります。</p>	◎	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925029	29年9月25日	29年12月8日	30年1月15日	独立行政法人の余裕金運用方法に関する主務大臣指定の明確化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人の余裕金運用方法は、独立行政法人通則法第47条にて規定(列挙)されている。 ・同条第1号においては、国債等に加え、「その他主務大臣の指定する有価証券」とされているが、文部科学省所管の独立行政法人日本原子力研究開発機構及び経済産業省所管の独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、これに係る「指定」がなされておらず、この結果、余裕金運用方法が極めて限定的なものとなっている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記条文における「その他主務大臣の指定する有価証券」の明確化。すなわち、上記各独立行政法人の所管省(文部科学及び経済産業)大臣による有価証券の指定(省令、告示等)による余裕金運用方法の範囲拡大。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人においては、国から給付される運営費交付金の算定に当たって効率化係数(前年対比マイナス数%)が導入されているなど、財務環境は年々厳しくなっている。このような環境下、余裕金運用方法の範囲を拡大することは、独立行政法人の財務基盤の強化に資する。 ・「独立行政法人制度」と類似している「地方独立行政法人制度」及び「国立大学法人制度」においても、それぞれの根拠法に同じ条文が存在するが、これらについては、当該有価証券が既に明確化され、余裕金運用方法の範囲が拡大されている(地方独立行政法人法第43条及び総務省令並びに国立大学法人法第35条及び文部科学省告示)。 ・「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」(事務局・内閣官房日本経済再生総合事務局)の報告書(平成25年11月)において、「GPIF以外の独立行政法人や国立大学法人等における余裕金の運用については、原則として安全資産に限定されているが、当該資金の規模や性格によっては、適切なリスク管理を行うことを前提に、ミドルリスク・ミドルリターンでの運用を行い、収益を向上させることについて検討すべきである。」とされている。 	都銀懇話会	文部科学省 経済産業省	<p>【文部科学省】 独立行政法人通則法第47条</p> <p>【経済産業省】 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う産業基盤整備業務に係る独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の主務大臣の指定する有価証券及び金融機関(財務省/経済産業省告示第5号)独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の主務大臣の指定する有価証券及び金融機関(経済産業省告示第394号)</p>	<p>【文部科学省】 対応不可</p> <p>【経済産業省】 事実誤認</p>	<p>【文部科学省】 原子力機構においては、電力会社の燃料を再処理する際に発生した廃棄物の処理処分を原子力機において請け負う際に必要な費用については、独立行政法人通則法第47条第1号において規定されている余裕金(政府保証債等)として運用を行っているものの、左記の「制度の現状」に記載した本条の趣旨を踏まえ、現時点において、余裕金(その他主務大臣の指定する有価証券の取得)の運用を実施することは考えていないとのことであり、文科省としてもご提案の「その他主務大臣の指定する有価証券」の指定を行うことは考えておりません。しかしながら、今後、他の国立研究開発法人や政府全体の動向如何によっては、検討することも考えられます。</p> <p>【経済産業省】 制度の現状に記載のとおり、すでに対応済みです。</p>		
290925046	29年9月25日	29年10月19日	29年11月8日	提携教育ローンに対する改正割賦販売法の一部適用除外	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行等が扱う提携教育ローンについては、銀行等と提携先の学校との間に「密接な牽連関係」が存在するとして、改正割賦販売法の規制の対象となっている。 ・銀行等は「支払い可能見込額」の算出及び過剰与信防止についての義務を負うほか、指定信用情報機関CICに個人信用情報の照会を実施すると共に個人信用情報の提供を行う等の対応が必要。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提携教育ローンを、割賦販売法の一部適用除外として頂きたい(以下は除外条件を適用せず)。 ・特定商取引法の販売類型に該当する役務(特定継続的役務の提供契約) <ul style="list-style-type: none"> ・民事ルール関係(法第35条の3の17から19まで) ・信用情報関係(法第35条の3の56から57まで) ※信用情報の除外条件は、支払停止の抗弁および延滞督促に対する実効性確保を目的とするもの。信用照会を行わず、基礎特定信用情報の登録のみを行う。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年の割賦販売法改正により、銀行等が扱う提携教育ローンも、同法の規制対象となったことを踏まえ、登録業者としての対応負担の増加等を背景に、一部の銀行では提携教育ローンの取扱いを停止・縮小した。 ・一方、提携教育ローンは、学生獲得を目的とした営業活動の側面はほとんどなく、当該学校による就学支援(奨学金等で補えない対象者への補助)の性格が強いことから、学校側からの復活要請は強い状況にある。 ・営業活動の側面が特に強い契約形態は「特定継続的役務の提供契約」であるが、本役務を規制緩和対象外とすれば、そうした契約形態に関しては、割賦販売法の下で、引き続き適切な対応を行っていくこととなる。 ・なお、学校と消費者間の代表的なトラブルは「学納金返還請求事件」であるが、平成18年に最高裁判決が出ており、学費の返還請求は可能との整理が行われていることにも鑑みれば、解決できないトラブルの発生は限定的と考えられる。 ・これらのことから、提携教育ローンを一部適用除外とする規制緩和を行っても、消費者トラブルが発生する可能性は限定的と考えられ、むしろ、金利を含む顧客向けサービス改善、学校側の事務負担・運営リスク軽減や就学支援の選択肢の拡大等に資することが可能と考えられる。 	都銀懇話会	経済産業省	<p>平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンやリフォームローン等も、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。</p>	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の2、3、第35条の3の60第2項)	検討を予定	<p>本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえない。そこで、制度的な措置は行わず、具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。</p>	
290925053	29年9月25日	29年10月19日	29年11月30日	銀行の名称変更時等の重複的な行政手続きの簡素化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定経営革新等支援機関は申請書記載事項(名称、住所、代表者氏名、事務所所在地)に変更が生じた際は変更届出書を提出することとなっている。 ・当該記載事項を変更する場合、銀行法においては認可あるいは届出が求められる。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重複的な行政手続きについて、添付書類含め、一本化等簡素化を検討頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重複的な行政手続きを簡素化することによる負担軽減、手続き漏れの防止。 	都銀懇話会	金融庁 経済産業省	<p>中小企業等経営強化法第21条第4項に基づき、経営革新等支援機関は、事務所の所在地の変更等があった場合、主務大臣に変更届出を提出することとなっている。</p>	中小企業等経営強化法第21条第4項	検討に着手	<p>現在、経済産業省、金融庁及び関係機関で法改正を見据えて議論をしております。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925056	29年9月25日	29年10月19日	29年11月8日	商品先物取引法における六年ごとの外務員登録更新の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 店頭商品デリバティブ取引の勧誘等の行為を行うにあたっては、外務員の登録が必要とされており、外務員の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされている。(商品先物取引法第200条) <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務員登録後、六年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃していただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> まず、銀行が取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の金利上昇リスク、為替変動リスク、商品価格変動リスク等のヘッジを目的としたものが大宗であり、個人を対象としたデリバティブ単体取引は行っていない。その中でも店頭商品デリバティブ取引については、金利スワップ等に比べ販売対象となる事業会社が限定的、かつ規制対象外または特定委託者に該当しない場合であっても、特定当事者に該当することが多く、所謂プロに該当する顧客の割合が金商法よりも多いという事実がある。 また、デリバティブ取引の勧誘等を行うにあたり、外務員は店頭商品デリバティブ取引のみならず、デリバティブ取引に関する幅広い知識を具備する必要があることから、銀行は日本証券業協会、金融先物取引業協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ外務員登録時に求める試験・研修以外にも職員に対し様々な研修コンテンツ・研修機会等の提供を行い、十分な顧客保護・説明体制を確立している。 この様なかで、商先法においては、金商法で規定されていない外務員の六年ごとの更新を求めており、店頭商品デリバティブ取引を主業としていない銀行において、一万人前後の外務員の更新には、店頭商品デリバティブ取引における収益対比、多大な労力とコストが生じている状況。 わが国の商品市場の発展・活性化の観点からも、業者に対する過度な負担は排除すべきであり、六年ごとに更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。 一方で商品市場の発展・活性化には顧客保護が大前提となることも事実であることから、外務員の更新に係る規定は、日本商品先物取引協会の「会員等の外務員の登録等に関する規則」に委ねることとし、その場合も法人のみを販売対象とする業者については、更新の対象外としていただきたい。 	都銀懇話会	農林水産省 経済産業省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第200条第1項において、商品先物取引業者は外務員について主務大臣が行う登録を受けなければならないとされ、同条第7項において、その登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うとされています。	商品先物取引法第200条第7項	検討を予定	外務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から設けられております。こうした同制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。	
290925060	29年9月25日	29年10月19日	29年11月7日	犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引の見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪による収益の移転防止に関する法律において、金融商品取引法における店頭デリバティブ取引は、特定事業者を相手方とした特定通信手段を介して決済の指示が行われる場合、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引と定められている。 (犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第9項) 同じ特定事業者を相手方とした商品先物取引法における店頭商品デリバティブ取引は、収益の移転に利用されるおそれがない取引として定められておらず、取引時確認を行っている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引に、特定事業者との間で特定通信手段を介して決済の指示が行われる店頭商品デリバティブ取引を追加していただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行が特定事業者又は外国特定事業者との間で行う店頭商品デリバティブ取引は、銀行が保有する商品価格変動リスクのヘッジを目的としたものが大宗であり、取引相手は店頭商品デリバティブ市場における主要参加者である。 またこれらの取引相手とは、本人を特定するための必要な措置が講じられた特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われていることが多く、犯罪による収益の移転に利用されるおそれは極めて低いと考えられる。 	都銀懇話会	警察庁 農林水産省 経済産業省	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。)において、商品先物取引業者は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)における店頭商品デリバティブ取引等を行うことを内容とする契約を締結するに当たっては、顧客等について取引時確認を行うこととされております(犯収法第4条第1項、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号。以下「犯収法施行令」という。)第7条第1項第1号)。</p> <p>他方、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)における店頭デリバティブ取引のうち、特定通信手段を利用する特定事業者等との間で当該特定通信手段を介して決済の指示等が行われる取引については、簡素な顧客管理を行うことが許容されております(犯収法施行令第7条第1項柱書、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第4条第9号)</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号</p>	検討に着手	犯収法は、犯罪による収益の移転防止を図り、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保する観点から、特定取引を行う際に、特定事業者に対し、取引時確認等を求めています。御要望事項に関しては、こうした同法の趣旨を踏まえつつ、特定通信手段を利用した取引の実態等を十分に調査し、法令改正の可否も含めた検討を行っているところです。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290928011	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	緑地必要面積の緩和について	各地方自治体によって多少異なるが、緑地必要面積について緩和していただきたい。 食品製造工場において虫等の異物混入が騒がれている中、草木に集まる虫等の危害要因を排除したい。 敷地内での緑地ではなく離れた土地で緑地を確保することにより食品の安全を守ることができる。 365日24時間稼働している工場において従業員数が多く駐車場等有効利用が可能となる。 工場立地法は緑地以外にテニスコート等の施設も認められているが、敷地面積が特に首都圏では限られており、駐車場等が認められれば有効利用が可能となる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省 国土交通省	【経済産業省】 工場立地法では、工場立地が周囲の環境保全を図りながら適正に行われるよう、工場立地の際に、周辺の地域の生活環境の保持に資する緑地・環境施設の整備や、生産設備の面積について制限する等の規制を講じている。 ①緑地等の面積率の緩和について 緑地等の整備については、工場の周辺地域の生活環境を保持することが目的であるため、地域によっては、住宅がなく住民の生活環境に及ぼす影響が小さい等、各々の地域によって生活環境保持の必要性に違いがあることから、市町村が独自に緑地面積率等を設定することが出来る。これにより、通常、工場敷地に占める緑地を含む環境施設面積率が25%以上のところ、最大10%まで引き下げることが可能となっている。 なお、緑地面積率については、上述の理由により、地域ごとでの緩和は行うことができないが、業種毎での緑地率の緩和措置は存在しない。ただし、業種によって、周辺に与える影響に違いがあることから、工場立地法では、業種によって、敷地に占める生産施設の面積割合に違いを設けている。食品製造工場については、もっとも緩やかな基準(生産施設面積率65%)となっている。 ②敷地から離れた場所での緑地確保 緑地の整備は、工場の周辺環境の保全のために行うものであり、敷地周辺部に緑地を整備することを求めている。 なお、緑地の整備状況が基準に適合しない場合、届出を受けた市町村は事業者に対して勧告を行うことになるが、法律の運用として、「緑地を当該工場等の敷地内に確保できない事情があり、当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされ、かつ、当該工場等の設置の場所を管轄する市町村の定める基準に照らし、当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺地域の生活環境の保全に寄与するものと認められる場合」については、勧告しないことができるとしている。 ③駐車場の扱いについて 工場立地法では、工場敷地内に一定割合の緑地及び環境施設の整備を義務づけており、環境施設については、工場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして、その種類を指定している。 駐車場については、工場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものではないことから、環境施設には位置づけていないものの、緑化駐車場については、緑地に準ずるものとして、一定割合、緑地として算入することを認めている。 【国土交通省】 都市計画区域内の用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができ、当該地域内においては敷地面積が一定規模以上の建築物の新築又は増築をする際に当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならないこととしております。 なお、工場等については別途経済産業省所管の工場立地法において緑地等の面積の敷地面積に対する割合が定められていると認識しております。	【経済産業省】 工場立地法 【国土交通省】 都市緑地法第34条、第35条	【経済産業省】 ①、③: 現行制度下で対応可能 ②: その他 【国土交通省】 現行制度下で対応可能	【経済産業省】 ①緑地等の面積率の緩和 市町村において、地域の実情に応じて緩和することが、現行制度で設けられている。 【国土交通省】 ②敷地から離れた場所での緑地確保 工場立地法の目的から、緑地は、工場の生産施設と隣接する住宅地等との緩衝の役割を果たすために整備することが求められており、工場の敷地外での緑地の整備では、緩衝の役割を果たすことが困難であることから、緑地は工場敷地内に確保することが必要(制度の現状の記載内容を参照)。 ③駐車場の扱いについて 現行制度においても、駐車場のうち、緑化駐車場については、地域の生活環境保持に寄与するものとして緑地に準ずるものとして扱っている。 【国土交通省】 都市緑地法の緑化率規制については、自治体が都市計画で定めることができる緑化地域内であれば、土地の用途に関わらず一定の敷地面積以上である建築物には原則として適用されることになっており、その割合については各自治体の判断で定めるものとされております。一方で、都市緑地法第35条第2項の規定により、学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの等については、緑化率規定の適用を除外することができます。工場に関しては、同法運用指針において、工場は屋外に煙突等の施設を設置する必要があり、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため、当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、法第35条第2項の規定に基づき適用除外とすることが望ましいと示されております。	
290928014	29年9月28日	29年11月6日	29年11月30日	市街化調整区域に倉庫新設時の手続き緩和について(許可までの期間短縮)	物流総合効率化法認定までの手続き・開発許可までの時間が掛かるため、開発審査を自治体に一任し、手続きの煩雑の改善・短縮化を図っていただきたい。 自治体の開発審査会までの道のりが長く、手続きも煩雑、倉庫が必要な時期に倉庫を建てられない。 【現状の流れ】 第一段階:総合効率化計画の認定申請に係る事前相談・調整(物効法認定取得相談室、運輸局等)自治体へ事前相談・調整(開発部局等)⇒開発許可の見通しを確認 第二段階:総合効率化計画の作成(物効法認定取得相談室、運輸局等に相談)運輸局等から自治体に状況確認の連絡等⇒開発許可の見通しを再確認 ⇒総合効率化計画の認定申請(運輸局等)⇒審査終了 第三段階:総合効率化計画の認定取得⇒自治体の開発審査会での審議⇒開発許可が下りる⇒土地の取得⇒倉庫建設開始	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省 経済産業省 国土交通省	物流事業者は、物流総合効率化法による国土交通大臣(地方運輸局長)等の認定を受けた総合効率化計画に基づく物流施設を建築する場合、「開発許可制度運用指針(都市計画法に基づく技術的助言)」において、市街化調整区域に建築される場合であっても、開発許可をして差し支えないものとしており、これに基づき、各開発許可権者において判断することとされております。	物流総合効率化法 都市計画法	現行制度下で対応可能	倉庫の建築に関する手続について自治体に一任していただきたいとのことですが、物流総合効率化法における特定流通業務施設の整備を伴う計画の認定に当たっては、物流の効率化やトラックドライバーの長時間労働是正の観点から、貨物自動車運送業、倉庫業等を所管する立場からの専門的な知見による審査が必要であり、その手続を地方自治体に一任することはできません。 物流総合効率化法では、特定流通業務施設の整備を伴う計画の認定に係る標準処理期間について2か月としているところですが、実態を調査し、開発許可担当部局との連携も含め、必要に応じて運用のあり方を検討します。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290928055	29年9月28日	29年11月6日	29年12月15日	高圧受電設備保安業務の規制緩和について	現在あるコンビニエンスストアでは7割以上の店舗で高圧受電設備を導入しているが、高圧受電設備の保安業務を委託している各地区の電気保安協会は現在人材不足に悩まされている。その要因の一つとして、保安管理業務を請け負う方は有している資格の種類に応じた実務経験が一定年数(3~5年)必要になる事が挙げられるが、環境の変化により技術員の方が全体的に高齢化・退職をして人材の確保が必要な状況にあっても、前述の理由により経験の少ない有資格者は労働力として活用できないという実情がある。 店舗に設置されている高圧受電設備の大半は規格が統一されている60kVAの小規模なキュービクルになっており、設備更新の管理も徹底されている。遠隔で熟練者のサポート等も受けながら点検を実施することで、法定経過年数未満の有資格者でもコンビニエンスストアの電気主任技術者として専属的に従事できるよう規制緩和をご検討いただきたい。 保安協会の人材不足が解消されることにより、より多くの有資格者が業務を行うことが可能になり、労働環境の改善が見込まれる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省	平成十五年経済産業省告示第二百四十九号(電気事業法施行規則第五十二条の第二号口の要件等に関する告示)	対応不可	御指摘の外部委託承認制度では、十分な知識・経験を備えた管理技術者による電気設備の点検が確保されるよう、管理技術者として職務に従事するために必要な実務経験年数を定めています。その上で、一定の設備については、告示(※)により、実務経験年数を短縮しているところですが、コンビニエンスストア等に設置される設備については、概ね「設備容量300kVA以下で受電設備がキュービクル式、かつ遮断装置がP・S形のもの」に該当すると考えられますので、告示により、実務経験年数が1年短縮されることとなります。 今回、コンビニエンスストアに設置される60kVAの設備について、「規格の統一(設備の定型化)や「設備更新の管理徹底」を理由に、実務経験年数の更なる短縮を御要望いただいておりますが、御指摘の点については、60kVAの設備と61kVA~300kVAの設備との間において、特に異なる事情はないと認識しております。さらに、60kVAの設備も300kVAの設備も、使用時の電圧は同じであり、機器の電気的な動作原理も同じであるなど、設備の安全性に大きな違いはありません。したがって、両設備の間で、管理技術者に求めるべき能力・経験に差を設けることは、難しいと考えます。一方で、御指摘のような定型化されている設備については、一人の管理技術者で点検できる設備数等について、今後見直しや合理化を検討することは可能と考えられるところですので、引き続きご相談させていただけると幸いです。 なお、平成28年度に国が行った調査によれば、保安協会等の保安法人における管理技術者の不足は将来的に懸念されるものの、現時点においては、有資格者全体として十分な数が確保されている状況です。また、保安管理業務の外部委託先としては、保安法人だけではなく、個人の管理技術者の方々も数多くおられます。したがって、保安法人のみならず、個人の管理技術者も含め、適切に契約するなどして、引き続き電気保安に務めていただきますようお願いいたします。 ※平成十五年経済産業省告示第二百四十九号(電気事業法施行規則第五十二条の第二号口の要件等に関する告示)		
290929008	29年9月29日	29年11月6日	29年11月30日	預金取扱金融機関による提携ローン全般、または教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の対象から除外	平成21年12月1日に施行された割賦販売法の改正によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。このため、大学と提携した教育ローン、金融機関が信頼できる業者と提携したリフォームローンや太陽光発電設備のローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、この登録業者になるためには事務面・費用面で負担がかかることから、実質的に取り扱うことができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、著しく顧客利便を損ねている。 については、預金取扱金融機関が提携するローン全般を同法の適用除外としていただきたい。また、これが難しい場合には、以下の事項を適用除外としていただきたい。 ○大学等と預金取扱金融機関が連携した教育ローンや生活資金のローンは適用除外とする。 ○住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨を鑑み、取扱業者と預金取扱金融機関が提携した住宅リフォームや太陽光発電設備等の住宅付随設備等のローンは適用除外とする。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省	平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンやリフォームローン等も、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえない。そこで、制度的な措置は行わず、具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。		
290929009	29年9月29日	29年11月6日	29年11月30日	中小企業信用保険制度の対象業種の拡大	近年、生産のみならず加工・販売までを自ら行う企業的農業経営に参入する中小企業が増加しているが、取引先の中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業分野に係る事業資金については中小企業信用保険制度を利用することができない。農業分野に関する信用補充制度としては農業信用保証保険制度があるが、中小企業にとってみると、事業用資金は中小企業信用保険制度、農業分野の資金は農業信用保証保険制度と両制度を併用しなければならず、煩雑でわかりにくい制度となっている。 こうした問題点を踏まえ、政府が定めた農業分野に関する国家戦略特区(アグリ特区)では、商工業とともに農業を営む事業者の農業分野の資金を中小企業信用保証制度の対象とすることが可能とされている。農林水産業の成長産業化が喫緊の重点課題の一つとされる中、農業の6次産業化や商工業者の農業への新規参入の推進等が必要であり、このためには、商工業とともに農業を営む中小企業等に対して円滑に資金供給できる環境を整備することが極めて重要であり、また、その際には、商工業の部分と農業分野の部分の併せて全体を評価していく視点が極めて重要である。 この点については、信用保証制度のあり方に関して議論するために開かれた「中小企業政策審議会・金融ワーキンググループ」が平成28年12月に公表した報告書においても、地方創生への貢献の一環として、将来的に国家戦略特区で実施している農業ビジネスの全国展開について言及しているところである。 については、中小企業が農業に進出する場合や商工業とともに農業を営む場合の農業分野の資金については、アグリ特区に限定せず、全国においても中小企業信用保証制度の対象とできるようにしていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省	現在、中小企業信用保証においては、農業は対象となっていません。 このような中、「国家戦略特区における規制改革事項等の基本方針」(平成25年10月18日日本経済再生本部決定)において、「(商工業とともに)農業への信用保証制度の適用が規定されました(アグリ特区保証制度)。これを受け、現在、国家戦略特区(新潟県新潟市、兵庫県養父市及び愛知県常滑市)で農業ビジネスへの信用保証が実施されています。 中小企業庁では、当該アグリ特区保証に係る代位弁済による信用保証協会の損失の一部について、全国信用保証協会連合会に設置している基金から補填をしているところ。	中小企業信用保証法第2条	検討を予定	農業の6次産業化を支援するため、国家戦略特別区域内において商工業とともに農業を実施する場合に、中小企業信用保証法上対象外である農業について信用保証を利用できる特例を措置しています。 これは、ニーズが認められる地域において自治体が定める区域計画に基づいて試行されているものであり、保険の仕組みが適用されないため信用保証協会に対する損失補償の一部を自治体が負担することを前提として実施されているものです。 同保証の実績があがりつつあり、また、成長戦略や中小企業政策審議会・金融ワーキンググループにおいても同保証の拡大について言及されていることから、地域の要望を踏まえつつ、更なる6次産業化の推進に向けて関係機関と検討を進めてまいりたい。	△
290929019	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関としての事務負担の軽減等	中小企業等経営強化法では、認定支援機関の代表者及び事務所の所在地の変更があった場合には同法第21条4項に基づき届出を行うこととされている。 一方で、認定支援機関である金融機関においては、これらの変更に関して各設立根拠法等に基づき所管省庁への届出を別途行っている。 この代表者及び事務所の所在地の変更の届出に係る認定支援機関である金融機関の重複事務等への対応については、「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会」の中間整理において、「関連する法制上の論点や情報管理等の点についても配慮しつつ、可能な限り手続きの簡素化を図ることが必要である。」旨が記載されている。 現在、規制改革会議において、事業者目線に立った申請手続きの簡素化に係る議論が行われているものと認識しているが、中間整理で示された意見も踏まえ、当該設立根拠法等に基づく届出を各省庁間で所要の調整を行っていただき、中小企業等経営強化法に基づく代表者及び事務所の所在地の変更を行った場合の届出を不要としていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 経済産業省	認定経営革新等支援機関において、中小企業等経営強化法第21条第3項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第3号イからハまでに掲げる事項の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出ることを求めています。	中小企業等経営強化法第21条第4項	検討に着手	現在、経済産業省、金融庁及び関係機関で省令改正等を見据えて議論をしております。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929020	29年9月29日	29年11月6日	29年12月15日	認定支援機関を支払い対象とした補助金等に関する制度の運用改善	認定支援機関が行う中小企業支援事業について、認定支援機関が補助金の交付を受けることが出来る事業(たとえば、中小企業庁が実施する「早期経営改善計画策定支援」など)がある。 こうした制度では、認定支援機関の本来の業務内容を重視したためか、金融機関である認定支援機関とそれ以外の認定支援機関で実際の運用が異なっており、同じ支援業務を行った場合でも、金融機関である認定支援機関が実質的に補助金の交付を受けることができないようになっている。 同じ支援業務でありながら、認定支援機関によって差異を設けることは不合理であることから、支援業務を行った事実行為を重視し、こうした不合理な差異をなくすよう運用の改善をお願いしたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省	認定支援機関による経営改善計画策定支援事業は、自らでは経営改善計画の策定が困難な中小企業の経営改善を促進するため、認定支援機関等の専門家による、①財務上の問題を抱え貸付条件の変更を継続している事業者等の本格的な経営改善計画の策定や、②金融支援を伴う本格的な経営改善が必要となる前の早期段階からの資金繰り管理・採算管理等の簡易な経営改善の支援をするものです。 本事業における認定支援機関に対する補助金の交付にあたっては、金融機関等であっても、工業の専門家と同様に、本事業の業務を有償で実施している場合には交付対象となります。ただし、本事業の業務に係る費用と本来の金融機関業務に係る費用との関係が整理され、整合性が確保されていることが必要です。	—	現行制度下で対応可能	左記制度の現状にあるとおり、金融機関であっても本事業の補助金の交付を受けることは一定の条件の下に可能であるため、現行制度で対応が可能です。	
291019004	29年10月19日	29年11月14日	29年11月30日	「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外	(1)要望の具体的内容 顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていただきたい。 (2)要望理由(弊害の具体的内容等) 銀行が販売業者等との提携ローンを扱うためには、個別信用あっせん業者として経済産業省の登録を受けた上で、販売業者の勧誘の適切性や支払可能見込額等について契約の都度調査を行ったり、年度毎に取扱状況等に関する詳細な報告書を提出するなど、業務遂行に伴う事務・管理態勢等の負担が非常に大きく、提携ローンを取り扱えないのが実態である。 提携教育ローンについては、国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の関与が認められる教育機関が提携先であれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと思われ、現行規制においても、国や地公体が関わる取引は適用除外とされていることから、同様の取扱いとしても問題にならないと考える。 学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられており、かかる銀行事務負担が軽減できれば、ローン利用者の経済的な負担軽減のほか、地域金融機関が地元教育機関と提携することによる首都圏の学生集中は正等にも寄与すると考える。 本規制の目的は理解できるが、こうした効果等も勘案し検討いただきたい。 (3)制度の現状 平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となった。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的な一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断している。	(一社)第二地方銀行協会	経済産業省	平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンやリフォームローン等も、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的な一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえない。そこで、制度的な措置は行わず、具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	
291227002	29年12月27日	30年1月16日	30年2月5日	既存特定通路の取扱いについて	・規制の現状 石炭法では施設の種類、規模に応じた特定通路を設けることとなっているが、S51年の公布(施行)であり、コンビナート地区にはそれ以前から稼働している事業所が多く、現行法令に適合できていない箇所がある。 そのため、既存の事業所では特定通路の幅員を現行法令に適合させるためには、既存設備の撤去など大掛かりな設備投資が必要となる。 現状は、この適合できていない特定通路沿いに配管敷設や設備の設置をする場合、将来計画として特定通路の拡幅エリアを暫定的に決定し、このエリアを避けた配管敷設や設備設置を計画するよう求められている。 この時、S51年以前の工場立地段階で設置した配管架構が、この将来特定通路の拡幅エリアと重なり、新たな配管ルート確保のためには配管の埋設化(カルバート新設)を選定せざるを得ず、大掛かりな設備投資が必要となっており、新規の合理化案件、設備投資案件を断念せざるを得ないケースがある。 ・具体的な要望内容 将来の大規模改造、施設地区の統廃合の際に特定通路を拡幅し、適法化することを見据えた施工とすることを前提に拡幅エリアに一時的な配管敷設を可とすることを要望する。 1)通路は幅6m以上確保されていること 2)消火活動への制約という点において、現状より悪化しないこと 3)拡幅エリアへの一時的な配管敷設は、配管を敷設したことに拠って、将来適法化のため工事を行う際に支障が生じることが無いよう、敷設ルート、設置方法等を十分に考慮したものであること	石油化学工業協会	総務省 経済産業省	石油コンビナート等災害防止法第五条第一項に記載の通り、第1種事業所(石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高压ガス保安法第五条第一項の規定による許可に係る事業所に限る)は、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令で定める基準により、事業所の敷地をその用途に応じ、各施設地区の面積、各施設地区と通路との接続、通路の幅員・配置・形状等について規制を受けます。 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第十一条で、「特定通路は、その接する施設地区の区分に応じて、製造施設地区では、面積が二万平方メートル未満のもの六メートル、面積が二万平方メートル以上、四万平方メートル未満のもの八メートル、面積が四万平方メートル以上、六万平方メートル未満のもの十メートル、面積が六万平方メートル以上のもの十二メートルとなっており、貯蔵施設地区では、面積が一萬平方メートル未満のもの六メートル、面積が一萬平方メートル以上、二万平方メートル未満のもの八メートル、面積が二万平方メートル以上、四万平方メートル未満のもの十メートル、面積が四万平方メートル以上のもの十二メートル、入出荷施設地区、用役施設地区又は事務管理施設地区は六メートルとそれぞれに定める幅員(当該施設地区が施設地区の区分の二以上に該当するときは、当該施設地区の区分に対応する幅員のうち最も大きい幅員)以上となるように配置すること。」とされています。 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第十二条の二の基準の特例により、「総務大臣及び経済産業大臣が当該各条の規定により確保する安全性と同等の安全性を有し、かつ、事業所の敷地の面積及び地形、当該事業所の周囲の状況その他の状況を勘案し、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがないものと認めた措置を講じている場合は、適用しない。」とされ、「石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令の施行について(通知)平成17年3月31日消防特第66号・17保安第10号」に記載の第十一条(特定通路の幅員)の特例による代替措置が示されています。	石油コンビナート等災害防止法第五条、第七条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第十条、第十一条、第十二条、第十二条の二	対応不可	「提案の具体的内容等」の欄中、「具体的な要望内容」で記載されている内容では、省令第12条の2の要件を満たすことはできないことから、特定通路の緩和は認められません。 なお、「石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の施行について(通知)」(平成17年3月31日消防特第66号、17保安第10号)に記載の特例措置を講じた場合には、対応可能であると考えられます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291227003	29年12月27日	30年1月16日	30年2月5日	石炭法の敷地分割に係る通路に関する規制緩和	現状、100万m ² 以上の敷地面積を有する特定事業所には一端が公共道路に接続する幅員12mの幹線通路、50万以上100万m ² 未満の場合は10mの幹線通路が必要。ただし、防災活動をする上で必要な通路は特定通路で確保されており、幹線通路の廃止もしくは取り扱い物質、敷地面積当たりの取扱量、若しくは敷地面積における貯蔵施設地区・製造施設地区の割合・面積で規定することを要する。 【理由】 特別防災区域に指定された地域で石油等の貯蔵取扱量が多くの第一種事業所の場合、自衛防災組織に設置すべき防災資機材等(緊急車両等)の大きさ・数量は法規定で少なくとも良いが、レイアウト上必要となる特定通路は各施設地区の面積で幅員が規定されている。 加えて研究施設・一般倉庫及び空地等の割合が多い石油等の貯蔵取扱に関係のない部分が多い敷地の中に点在するような事業所であっても、敷地面積で幹線通路の設置が規定されていることは本来の法規定より過剰の規定と考える。 また、これまでは石油コンビナートでは石油精製や石油化学がメインであったが、老朽化によるプラント停止や、機能化学品プラントの増加により単純に敷地面積で防災活動規模を想定することは適切ではない状況にある。 また、企業合併等により敷地面積が増大すると、設備を新設する際に敷地面積に応じた幹線通路の拡幅が必要となっているがセットバックを含め拡幅が困難なケースも多く、投資機会の制約ともなっている。 防災活動を実施する上での通路は特定通路で確保されているため幹線通路廃止もしくは取り扱い物質、敷地面積当たりの取扱量で規定することが妥当と考えられる。	石油化学工業協会	総務省 経済産業省	石油コンビナート等災害防止法第五条第一項に記載の通り、第1種事業所(石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可に係る事業所に限る)は、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令で定める基準により、事業所の敷地をその用途に応じ、各施設地区の面積、各施設地区と通路との接続、通路の幅員・配置・形状等について規制を受けます。 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第十二条第一項第四号で、「当該事業所の敷地面積が五十万平方メートル以上百万平方メートル未満である場合には、少なくともその一端が直接公共道路(当該事業所の敷地の地形、周囲の状況等からみて公共道路に接続することが著しく困難であり、かつ、保安上特に支障がないと認められる場合は、当該事業所の敷地外の地点、次号において同じ。)に接続する幅員十メートル以上の通路を、当該通路により当該事業所の敷地が二以上のおおむね面積の等しい敷地に分割されるように配置すること。」とされ、第五号で「当該事業所の敷地面積が百万平方メートル以上である場合には、少なくともその一端が直接公共道路に接続する幅員十二メートル以上の通路を、当該通路により当該事業所の敷地が四以上のおおむね面積の等しい敷地に分割されるように配置すること。」とされています。	石油コンビナート等災害防止法第五条、第七条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第十二条第一項第四号、第五号	対応不可	当該事業所は、大量の石油及び高圧ガス等を取り扱う第一種事業所であり、敷地面積が、五十万平方メートル以上と広大であることから、大規模災害が発生した場合は、特定事業所の自衛防災組織等のみならず、公設消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の公共機関が防災活動に当たります。幹線通路は、防災活動拠点、災害時の避難、交通規制、警戒区域の設定等防災上大きな役割があります。また、現在空地等であっても、将来貯蔵施設等に変更することにより危険性が増すことも考えられるため、幹線通路の確保は必要です。	
291227004	29年12月27日	30年1月16日	30年2月5日	統括主任技術者に関する規制緩和	(1)規制の現状 事業用電気工作物を設置する事業者は、設備の維持、運用に関する保安の監督をさせるため、電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第1項の表第6号により、「発電所、変電所、送電線路、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場については、主任技術者を選任する」と定められている。 主任技術者の配置に関する具体的な規程は、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成29年8月24日付20170809保局第2号)で定められている。 (2)要望理由 石油化学工場では、需要設備(構内で電気を使用する各種機器)や高圧変電設備、余剰留分を利用した火力(ボイラー又はガスタービン)発電設備を一般的に有している。 この内、近接した地域に複数の工場があって、組織的に一体の事業所として運用されている場合でも、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)の3条では、統括事業場の設置対象に火力発電所が含まれていないため、工場毎に主任技術者を選任することが求められている。 (3)要望の具体的な内容 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)の3.(1)に定める要件(1から4)を全て満たす事業所は、火力発電所であっても安全性は担保されており、かつ、近接した地域にあり概ね2時間以内に到達できる事業場であれば、異常事態が発生した場合であっても統括主任技術者の指揮・命令の下、適切な措置を取ることが出来ることから、統括事業場の設置対象に「火力発電所」を含めることを要望する。	石油化学工業協会	経済産業省	事業用電気工作物を設置する事業者は、設備の維持、運用に関する保安の監督をさせるため、電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第1項の表第6号により、「発電所、変電所、送電線路、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場については、主任技術者を選任する」と定められ、その具体的な配置に関しては、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成29年8月24日付20170809保局第2号)で定められている。 同内規3.では、自家用電気工作物であって電圧17万V未満で連系等する風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連系するための設備については、同内規記載の全ての要件を満たすことで、1名の電気主任技術者が複数の設備の保安を監督できることとされている。(直接統括する事業場に係る主任技術者の選任)。	電気事業法第43条第1項	対応不可	複数の発電所を統括する事業場に係る主任技術者(統括主任技術者)の選任の基本的考え方として、所定の保守管理が有効に機能する前提においても、重大な事故を回避する観点から、発電所等が保有するリスクの制限(設備上の措置)を講じることが必要とされています。 現在、統括主任技術者の選任を認めている「水力、風力及び太陽電池発電所(以下、水力発電所等という。)」は、その動作原理及びエネルギー源の両面において、発電所内及び周辺公衆・環境へ与えるリスクが比較的低く、当該発電所内において運転・保守体制を構築する必要性が低いため、発電所の構外にある「統括事業所」において、統括主任技術者が保安を監督することを認めているところですが、一方で、「火力発電所」は、高温・高圧の駆動媒体を使用するとともに、駆動回転速度も高く、また、可燃性のある燃料を相当量貯蔵するものであるため、万一の事故時における事業所内又は周辺公衆・環境へ与えるリスクは、水力発電所等に比較して格段に高いものがあります。このため、火力発電所においては、統括主任技術者ではなく、発電所毎に主任技術者を選任し、万一の事故時には、当該主任技術者が現場状況を踏まえて速やかに判断・指示できる体制を整えることで、当該発電所の保安に万全を期しているところですが、従って、火力発電所の有する潜在的なリスクに対応する観点からは、一律にすべての火力発電所を水力発電所等と同様な運用とすることはできません。 他方、大型の火力発電所においては、ボイラータービン主任技術者が選任され、さらに運転員等が常駐し設備を監視しているなど、当該施設が無入になることは考えにくいこと、万全の保安体制を確立できたことを条件として、火力発電所における統括主任技術者も検討する余地はあると考えます。	
291227005	29年12月27日	30年1月16日	30年2月5日	主任技術者の選任に関する規制緩和	(1)規制の現状 大規模な発電・需要設備を設置、運用する場合、設備の維持、運用に関する保安の監督をさせるため、電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第1項の表第6号により、「発電所、変電所、送電線路、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場については、主任技術者を選任する」と定められている。 (2)要望理由 石油化学工場では、需要設備(構内で電気を使用する各種機器)や高圧変電設備、余剰留分を利用した火力(ボイラー又はガスタービン)発電設備を一般的に有している。これらの設備を効率的に運用するため、主任技術者の選任について規制の見直しを要望する。 (3)要望の具体的な内容 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(以下、「内規」という)について、次の見直しを要望する。 1. 内規の6.において、主任技術者が同一企業内の複数の近隣工場・施設を兼務できるよう、兼任要件の範囲を拡大すること。 最大電力 2,000kwを20,000kw以上とする 設備電圧 7,000V以下を70,000V以下とする(自家用電気工作物に限る。) 2. 内規の3.(1)において、統括主任技術者の選任が認められる統括事業場の設置対象に「需要設備」を追加すること。 3. 内規の3.(1)①において、統括事業場に設置者が同一の技術統括組織(本社)が含まれること。 4. 内規の3.(1)①のハにおいて、需要設備を追加した場合、遠隔監視による常時監視は必要としないものとする。	石油化学工業協会	経済産業省	大規模な発電・需要設備を設置、運用する場合、設備の維持、運用に関する保安の監督をさせるため、電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第1項の表第6号により、「発電所、変電所、送電線路、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場を直接統括する事業場については、主任技術者を選任する」と定められている。 その詳細については、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成29年8月24日付20170809保局第2号)で定められており、同内規3.では、自家用電気工作物であって電圧17万V未満で連系等する風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連系するための設備については、同内規記載の全ての要件を満たすことで、1名の電気主任技術者が複数の設備の保安を監督できることとされている。同内規6.において、経済産業大臣の承認を受けた者は、同内規記載の全ての要件を満たすことで、複数の事業場又は設備の保安管理を兼任できることとされている。	電気事業法第43条第1項	対応不可	1. ご要望にある特別高圧で連系する事業所において、万一の波及事故が発生した場合には、高圧で連系する事業場と比べて30倍程度(66kVの場合)の停電を引き起こすことが予想され、大きな社会的な影響を与えてしまいます。このため、電気主任技術者が特別高圧で連系する設備を複数監督する場合でも、波及事故を適切に防止できるというエビデンスがなければ、要望に係る拡大は難しいと考えます。 2. 現行の内規は、発電所に係るものとして整備したものであるため、需要設備の統括の在り方については、別途検討が必要となりますが、1名の電気主任技術者でも安全に複数の需要設備を管理できるといったエビデンスがあれば、要望について検討する余地はあると考えます。 3. ご指摘の「本社」が、統括事業場の満たすべき要件を満たすのであれば、現行制度においても認められます。 4. 上記2.の回答に同じです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291227006	29年12月27日	30年1月16日	30年2月5日	貯槽間距離の緩和	<p>(1)規制の現状 石油コンビナート等災害防止法(以下「石災法」)に定める石油コンビナート等特別防災区域に所在する高圧ガス事業所において、300m3を超える高圧ガス貯蔵設備(タンク)を設置する場合、保安確保のためコンビナート等保安規則(以下「コンビ則」)に基づき、タンク間に一定以上の距離を保つことが求められている。</p> <p>(2)要望理由 コンビ則施行(昭和50年8月1日施行)以前の旧法基準に基づき建設されたタンクでは、現行法の基準に比してタンク間距離が不足している事例がある。(経過措置により旧法基準のまま運用は可能) これらのタンクを老朽化更新、耐震強化のために既存の場所で建て替えを行う場合、現行法に基づくタンク間距離を確保するように求められる。その際、石災法に定める敷地レイアウトの規制を受けて、建て替えのための敷地区割りの変更が生まれず、既存の場所ではタンク間距離を確保することが困難で、建て替えがままならない。 全く同種の危険物(LPG:液化石油ガス)であっても、一般高圧ガス保安規則(以下「一般則」)、液化石油ガス保安規則(以下「液石則」)の規制を受ける事業所では、タンク間距離を確保出来ない場合は、代替措置(水噴霧装置の設置)を講じることで、建て替えが可能となる規定があるが、コンビ則にはその規定が無い。このままではいずれ設備の更新時期を迎えた際、日本国内では規制がクリアできず、日本の製造業のみならず、国民生活の基盤を支える化学産業が、経済性を考慮して海外に生産設備を移転せざるを得ない事業が出てくるのが強く懸念される。日本国内での事業継続を可能とするため、安全を確保するためにも建て替えを可能とする方策を講じてもらいたい。</p> <p>(3)要望の具体的内容 既存の場所でタンクを立て替える際、現行法のタンク間距離を確保出来ない場合であっても、安全を確保するために建て替えを行う場合は、一般則、液石則と同様に代替措置(水噴霧設備)を講じることで、建て替えを可能とする規定を入れることを要望する。</p>	石油化学工業協会	経済産業省	コンビナート等保安規則第5条第1項第13号により、同規則が適用される事業所の可燃性ガスの貯槽(貯蔵能力が300m ³ 又は3トン以上のものに限る。)は、その外面から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽に対し、1メートル又は当該貯槽及び他の可燃性ガス若しくは酸素の貯槽の最大直径の和の4分の1のいずれか大きい距離以上を有することとしています。	コンビナート等保安規則第5条第1項第13号	対応不可 現行制度下で対応可能	コンビナートに立地する事業所や大規模な事業所においては、爆発の危険のある高圧ガスや、危険物・毒物が大量に集積され、かつ、相互に近接して配置されているため、ひとたび事故が発生した場合大きな災害に発展する可能性があることから、一般の事業所よりは厳しい保安対策が必要であるという観点で、コンビナート等保安規則が制定され、設備間距離も一般の事業所より厳しい規定となっています。このため、一律にご要望を規定に盛り込むことは困難です。ただし、本則によるものが困難であり、代替措置を講じることにより危険のおそれないと認められる場合は、コンビナート等保安規則第54条による特別認可を受けることにより対応することは可能です。	
291227007	29年12月27日	30年1月16日	30年2月5日	定期自主検査に係る期日延長制度の創設	<p>(1)規制の現状 高圧ガスを製造する事業者は、高圧ガス保安法第35条の2の規定により、コンビナート等保安規則(以下、「コンビ則」という)第38条第3項に定める保安のための定期自主検査を一年に一回以上実施することが義務付けられている。</p> <p>(2)要望理由 石油化学プラントの定期検査は、これまでは集中的に実施することで、設備停止や稼働調整を要する期間を短縮させる効果を重視し、コンビナート内の複数事業場で同時期に実施する方法が多く取られてきた。 しかし、生産年齢人口が減少に転じ、2020年東京オリンピックに向けた大型施設の工事や、首都圏における都市再開発が盛んに行われ、工事業者の確保が困難となる中、工期が集中することによる工事コストの上昇や職人の奪い合いが起こっている。 そのため、工期を分散させることで、工事コストの抑制や職人の確保を図ろうとした場合、定期自主検査は起算日より1年以内となっていることから、検査の前倒しは出来ても、期日を越えて行うことは認められていない。 石油化学プラントは、コンビナート各社相互のサプライチェーンに組み込まれて生産を行っていることから、検査期日の前倒しだけでは工期の調整が困難である。 石油化学業界全体で工事の分散化を図ることで、工事コストを抑制しつつ職人を確保することで適切な検査を実施し、保安レベルを維持するため、定期自主検査に係る期日を調整する枠組みの構築を求める。</p> <p>(3)要望の具体的内容 自主保安認定を受けて複数年の連続運転を実施している、保安レベルが一定以上にあると認められる事業者について、定期自主検査の期日を一定期間延長(最大3ヶ月間の延長、期日を延長した場合でも、元の期日は当初のまま)する制度を創設することを要望する。</p>	石油化学工業協会	経済産業省	高圧ガスを製造する事業者は、高圧ガス保安法第35条の2の規定により、定期自主検査を行うことが規定されています。またコンビ則第38条第3項の規定により、ガス設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて、一年に一回以上行うことが規定されています。	高圧ガス保安法第35条の2 一般高圧ガス保安規則第83条 液化石油ガス保安規則第81条 コンビナート等保安規則第38条	検討を予定	保安検査については従来一年に一度行わなければならないところ、平成29年4月の改正により基準日から前後一ヶ月以内(法第20条第3項第2号、35条第2号に係る認定事業者は前後3ヶ月)に行うことができる猶予期間を定めました。定期自主検査においても同様の考え方の適用を行うかどうかについて、平成30年度に検討を開始し、平成30年度までに結論を出す予定であります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291227013	29年12月27日	30年1月16日	30年2月5日	コンビナート内における電気の特定供給に関する規制緩和について	<p>(1)規制の現状 自社の事業場で必要となる電力を自家発電で賄う事業者も、電気の安定供給及びネットワーク全体の需給バランスを適切に維持するため、電気事業法による規制の対象となっている。 この内、自家消費量を超える電気を発電し、余剰電力を他社に販売する場合は、法第27条の31第1項に当てはまる場合を除いて「特定供給」の許可を受ける必要がある。 なお、「特定供給」の許可を得るための審査基準は、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(26)に詳細が定められている。</p> <p>(2)要望理由 同じコンビナート内にある、資本・グループ関係が無い企業間で連携して、省エネ、CO2削減のため、用役(電気、蒸気、排水処理等)共同化投資を行うおとした場合、電気については特定供給の許可要件の解釈に幅があるため、電気供給を行うことが出来ない可能性が払拭できず、投資判断の障害となっている。 省エネ投資も既に個社での取り組みは効果が薄くなりつつあり、コンビナート内の企業間連携を進めることで、単独では取り組むことが難しい案件も事業化が可能となり、国際競争力強化につなげることができる。</p> <p>(3)要望の具体的内容 ①同一コンビナート内の事業者間で、主要な原料、製品、役務等の受け渡しが継続的に行われていれば、事業の相互の関連性が高いものとして、敷地が直接接していなくても、規則第45条の22第2項の“隣接する複数の構内”に該当し、特定供給の許可を得ることが不要であること。 ②特定供給の許可が必要となる場合、“密接な関係”の要件について次の解釈を追加すること。 a)生産工程における原材料、製品等の受け渡しを、第三者と代替することが困難であることについて、経済合理性に照らして代替が困難であることを示せば足りること。 b)①の関係にある事業者同士であれば、生産工程、資本関係、人的関係について、複数を合わせて見ることによって密接な関係があること、及び社会通念上一の企業とみなし得る関係が存在すると判断される条件に合致していると認めること。</p>	石油化学工業協会	経済産業省	<p>①専ら一の経済産業省令で定める構内(隣接する複数の構内であって、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの)の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するときについては、その構内の需要家が必ずしも供給者と密接な関係を有する者でない場合であっても、一種の共同体として使用者相互の意思統一が図りやすいばかりでなく、供給者も当該建物内又は構内に対してのみ電気を供給する者であることから、両者は交渉力において対等に近い立場にあると考えられること等にかんがみ、電気の利用者の利益を阻害するおそれが少ないと考えられることから、自家発自家消費と同等の扱いを行い、特定供給の許可を不要としたものです。 なお、電気の供給先が経済産業省令で定める構内に該当するかどうかは個別具体的に判断しています。</p> <p>②特定供給の許可要件である「電気を供給する事業者が供給の相手方と経済産業省令で定める密接な関係を有すること」については、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等に基づき、許可要件を満たすかどうかを個別具体的に判断しています。</p>	<p>・電気事業法第27条の31 ・電気事業法施行規則第45条の22、45条の24 ・電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(26)</p>	<p>①対応不可 ②現行制度下で対応可能</p>	<p>①隣接していない複数の構内については、同一コンビナート内であっても、電力供給のための自営線の敷設にあたり既存送配電網との電気工作物の重複等が生じるおそれがあるため、特定供給の許可を受ける必要があります。</p> <p>②a)生産工程における原材料、製品等の受け渡しを、第三者と代替することが困難であることについて経済合理性に照らして代替が困難であることを示せば足りることとすると、多種多様な関係性が存在する中において密接関係性の拡大解釈に繋がり、電気の利用者の利益を阻害するおそれがあるため、生産工程等における密接関係性については現行通り審査基準等に基づき判断させていただきます。 なお、同一コンビナート内において、パイプラインを通じた蒸気、熱の融通等を行っている事業者間については、経済合理性に照らして第三者への代替が困難であることとみなし、密接関係性を有するものと判断いたします。</p> <p>b) a)同様に、密接関係性の拡大解釈に繋がるため、現行通り審査基準等に基づき判断させていただきます。 なお、同一コンビナート内の事業者間において、主要な原料、製品、役務等の受け渡しが継続的に行われている場合については、その受け渡しを第三者へ代替することが困難な合理的な理由を示していただければ、密接関係性を有すると判断いたします。</p>	
300118002	30年1月18日	30年2月8日	30年5月15日	省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査の統合	<p>【提案の具体的内容】 平成29年3月29日に規制改革推進会議がとりまとめた「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」で掲げられた「行政手続簡素化の3原則」の「同じ情報は一度だけの原則(フンスオンリー原則)」に従い、省エネ法定期報告とエネルギー消費統計調査を見直し統合すべきである。省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査は、類似した内容であり、かつ所管が同じ資源エネルギー庁である。 同一省庁内でもあることから、両者の項目を見直すことで、「定期報告対象の事業者は、エネルギー消費統計調査を免除される」等の統合がなされることを要望する。</p> <p>【提案理由】 同一省庁での類似書類は多少書式を見直しても統合すべきと考え。統計法第29条でも被調査者の負担軽減のために、行政機関が保有する情報(今回の事例では省エネ法の定期報告)の提供を求めている。資源エネルギー庁も両者が類似していることは把握しており、同様のことは各都道府県条例に基づく温室効果ガス削減計画実績にも言える。</p> <p>統計法第29条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	<p>エネルギー消費統計調査は、統計法に基づく一般統計調査として、我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的として毎年実施しているものです。</p> <p>省エネ法における定期報告は、事業者によるエネルギーの使用法の改善を目的として、法第15条に基づき、年度のエネルギー使用量が1,500k以上(原油換算)である事業者等に対して、毎年度7月末までに定期報告書の提出を義務付けているものです。</p> <p>具体的には、エネルギーの使用量、エネルギー使用効率(エネルギー消費原単位)、事業者等の取り組むべき省エネ対策(エネルギー消費設備の設置改廃の状況など)の遵守状況といった、事業者の省エネ取組状況を把握する上で最低限の事項を求めています。</p> <p>定期報告の結果、事業者の省エネ取組状況が不十分と認められる場合には、法に基づく立入検査や報告徴収等を実施した上で、法に基づく指導等を実施しています。</p>	<p>統計法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律</p>	<p>検討を予定</p>	<p>エネルギー消費統計調査(以下「調査」)は、我が国のエネルギー消費実態を産業別、都道府県別に把握し、エネルギー環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的とした、統計法に基づく一般統計調査です。 他方、省エネ法の定期報告は、事業者による化石燃料の使用法の改善を目的として、エネルギーの使用量、エネルギー使用効率(エネルギー消費原単位)、事業者等の取り組むべき省エネ対策(エネルギー消費設備の設置改廃の状況など)の遵守状況といった、事業者の省エネ取組状況を把握するとともに、必要に応じて法に基づく指導等を行う必要があるか判断する上で最低限の事項を求めています。 こうした政策的目的の違いから、当該制度の対象となる範囲や類似する報告事項の定義もそれぞれの政策ニーズに対応して、報告事項や報告の範囲が異なっています。具体的には以下のとおり、調査で求めるエネルギー使用量データの大半は、定期報告より広範又は詳細なデータです。 ・廃タイヤ、廃プラスチック等も含む燃料種別の消費量(定期報告では、原油、石炭、天然ガス等) ・再生可能エネルギーの自家消費分のエネルギー消費量の内訳(定期報告では求めていない) ・屋外の作業・操業場所など、事業所の外で使用したエネルギー消費量(定期報告では、工場・事業場内のみ) 他方、ご指摘のとおり、購入電力量や購入熱源量など一部項目(全体の2割程度)は調査と定期報告で同一であるのも事実です。そこで、今回のご指摘を踏まえ、同一項目については、実際に定期報告データの調査での活用することで両者の連携が可能であるか検討したいと思います。 具体的には、2018年度中に検討(可否判断)し、連携が可能である場合には、2019年度調査から連携させて実施することを目指します。ただし、両者の連携が可能と判断された場合でも、総務省(統計法)との実施に必要な環境整備に要する時間を踏まえ、速やかに行うこととします。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220016	30年2月20日	30年3月13日	30年8月24日	フロン排出抑制法における簡易点検の点検頻度の見直し	<p>【提案の具体的内容】 「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)」において規定している、第一種特定製品の簡易点検の頻度を、現行の「3月に1回以上」から「四半期(季節ごと)に1回」に見直すべきである。例えば、1月～3月末、4月～6月末、7月～9月末、10月～12月末の各四半期(季節ごと)の間であれば、簡易点検をいつでも行ってよいこととすべきである。</p> <p>【提案理由】 a.規制の現状 管理者は、第一種特定製品の簡易点検を「3月に1回以上」の頻度で行う必要がある。 b.要望理由 「3月に1回以上」の頻度で簡易点検を行うために、他の各種設備の点検との兼ね合いにより前倒しで簡易点検を行うことがある。その場合、簡易点検の頻度が、通常ならば年間4回以上でよいところ、年間5回以上となる場合がある。また、フロン類等対策小委員会 合同会議(第4回)の配布資料(資料1-1別紙 表中No.72)に明記されているとおり、簡易点検は、季節変化により外気温等の環境変化などによる影響を確認するために実施するものであり、四半期(季節ごと)に1回の点検頻度でも環境の確保および維持に支障はないものと考えられる。なお、「フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針(平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第87号)」によれば、中小事業者に過度の負担とならないよう配慮することとされている。 c.要望が実現した場合の具体的効果 各種設備の点検・巡視と同時実施できるケースが多くなり、事業者負担が軽減されることが想定される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。)第16条に基づき定められた「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」(以下「判断基準」という)において、第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品に係る点検義務が設けられており、簡易点検の頻度については3ヶ月に1回以上と定められています。</p> <p>(参考)第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)(抄) 第二 1 (1) 第一種特定製品の管理者は、3月に1回以上、管理第一種特定製品について簡易な点検(以下「簡易点検」という。)を行うこと。</p>	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第16条第1項 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 第二 1	対応	<p>ご提案の「3ヶ月に1回以上」の点検頻度については、次回点検の起算日を翌月とすることにより、等間隔かつ四半期に一度程度の簡易点検義務が確保されることとなります。</p> <p>このため、フロン排出抑制法のQ&Aについて、「簡易点検の次回点検起算日を翌月とする」旨の修正を行うことに対応し、その旨、都道府県経由で周知を行ってまいりたいと考えます。</p> <p>冷凍空調機器の使用時における大規模な漏えいの発覚を受けて、国は平成25年にフロン排出抑制法を改正し、機器使用時のフロン類漏えい防止を図るため、判断基準において、管理第一種特定製品に係る点検義務を定めています。</p> <p>そして、簡易点検の頻度については、外気温等などの季節変動による影響を考慮する観点や、漏えいを生じさせる蓋然性が高い故障又はその徴候を早期に発見する観点から、3ヶ月に1回以上と定めています。</p> <p>従って、ご指摘のように「四半期に一度」の点検とした場合、管理者にとつての基準があいまいとなる事や、例えば第2四半期の4月と第3四半期の9月に点検を行うことが許容されることになり、その場合、点検の間隔が6ヶ月程度空くことにより、季節変動による影響等を確認できない恐れや、故障又はその徴候の発見が遅れる恐れがあるため、適切でないと考えております。一方で、次回点検の起算日を翌月とすることで、等間隔かつ四半期に一回程度の簡易点検義務が確保されることとなりますので、Q&Aの改正で対応をさせていただきます。</p>	
300220017	30年2月20日	30年3月13日	30年8月24日	フロン類に関わる第一種特定製品の定期点検実施者に必要とされる資格・講習の新設	<p>【提案の具体的内容】 第一種特定製品の定期点検を行うために必要な資格および講習は内容が過剰であり、負担が大きいため、点検に必要な知見のみを担保する簡易な資格(仮称:冷媒フロン類点検主任者)を新設し、この資格を取得すれば定期点検の資格要件(十分な知見を有する者)を満たしているものと認めるべきである。または点検に必要な知見のみを習得する講習を新設すべきである。</p> <p>【提案理由】 a.規制の現状 第一種特定製品の定期点検の資格要件(十分な知見を有する者)は、以下の3つの条件のいずれかを満たすこととされている。 ①冷媒フロン類取扱技術者 ②一定の資格等(高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)など)を有し、かつ、点検に必要な知識等を習得するための講習を受講した者 ③十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要な知識等を習得するための講習を受講した者 b.要望理由 第一種特定製品については、専門知識を有する者が定期点検を行い、漏えい発見時は可能な限り速やかに漏えい箇所を特定し、必要な措置を実施しなければならぬ。しかし、規則「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」では、必ずしも点検者が点検時に修繕、回収、充填を行うことを求めておらず、機器メーカーなどがそれらの作業を行っているため、点検者は、点検を行い、漏えいを発見した際は設備を停止するなど漏えいを最小限に抑制する応急処置を講ずるための知識があれば、定期点検を行うことが可能である。したがって、点検とその後問題等が発生した場合の作業である修繕、回収、充填は独立しており、別の者が対応しても問題はないといえるにもかかわらず、上記「a.規制の現状」のうち②、③において、「点検に必要な知識等を習得するための講習」には、充填や回収等に関する知識の取得も含まれており、点検のみを実施したい事業者にとっては過剰であり、負担となっている。 c.要望が実現した場合の具体的効果 ・資格取得が容易になることにより社内には有資格者(点検従事者)が増えるため、より多くの人材の活躍が可能になる。 ・設備停止を伴う点検を自社で実施することが可能になり、スケジュールの自由度が増すため、生産への影響を最小限に抑えることができる。 ・点検業務委託費用の削減につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。)第16条に基づき定められた「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」において、フロン類が漏えいした場合の環境影響が大きい一定規模以上の第一種特定製品を対象として、1年又は3年に1回以上の定期点検が義務づけられています。定期点検を行うに当たっては、機器の構造や漏えい診断方法などについて「十分な知見を有する者」が、自ら実施する又は立ち会うことが義務づけられています。知見の有無を外形的に判断することができるよう、環境省及び経済産業省が作成した「講習の確認申請要領」において、「十分な知見を有する者」に当たる者の水準の例として、例えば、定期点検に関しては、①冷媒フロン類取扱技術者、②一定の資格等を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者、③十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者という3区分を示しています。</p>	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第16条第1項 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 第二 2	検討を予定	<p>ご提案について、第一種特定製品の定期点検を行うにあたっては、漏えい又は故障の有無を着実に発見するとともに、仮に漏えいを発見した場合は、漏えい原因及びその後の対処方法(修繕、回収、充填)を判断した上で、漏えいを防ぐための適切な応急処置を、可及的速やかに講ずることが求められるため、機器の修繕、フロン類の回収・充填等の知識も保有していることが必要不可欠であると考えています。</p> <p>一方、ご意見を踏まえて、定期点検を行うにあたって要する「十分な知見」の内容の妥当性や、点検のみの簡易な資格を設置する可能性について、今後、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ 中央環境審議会 地球環境部会 フロン類等対策小委員会 合同会議で実施している中下流対策のフォローアップにおいて、検討を行ってまいります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
○: 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220030	30年2月20日	30年3月13日	30年4月20日	輸出管理の規制品目のカテゴリ構成の国際化(EU準拠)	<p>【提案の具体的内容】 汎用品の安全保障貿易管理対象品目のカテゴリ構成の国際化(EU準拠)を着実に進めるべきである。</p> <p>【提案理由】 輸出者等は、貨物の輸出、役務の取引にあたって、当該貨物・役務が許可を必要とする規制品目等に該当するか否かを判定する必要がある。その際、わが国の規制品目カテゴリ番号体系が諸外国と異なるため、海外のパートナーとの連携、海外からの調達、海外子会社における輸出管理指導等において負担が大きい。既にEUの規制品目番号体系を採用している国は多く、これに準拠した番号体系に基づく輸出管理を速やかに実施に移すことにより、海外ビジネスの円滑化、競争力の向上が期待できる。また、企業グループ全体で統一的・効率的な輸出管理が可能となり、コンプライアンスの向上にもつながる。</p> <p>汎用品の規制品目カテゴリ番号体系の国際化(EU準拠)については、2017年1月の産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会の中間報告を受けて、当局による具体的な検討が進められているが、規制品目カテゴリ番号の国際化(EU準拠)は企業におけるシステム改修を伴う大幅な変更になることから、可能な限り検討状況を産業界と共有するとともに、公布から施行まで十分な準備期間を確保することなどを通じて、産業界が混乱なく対応できるようにしてほしい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	国際輸出管理レジームの合意に基づく、我が国における貨物及び役務の規制については、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)及びその関連法令等に基づき、実施しております。 具体的には、外為法の下位法令である、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第一及び外国為替令(昭和55年政令第260号)別表に規制対象となる貨物及び役務の内容を規定しております。 これら規制対象となる貨物及び役務の内容の規定順については、NSG(原子力)、AG(化学兵器及び生物兵器)、MTCR(ミサイル)及びWVA(通常兵器)の4つの国際輸出管理レジーム毎に分類して規定しております。他方で、欧米などの諸外国においては、国際輸出管理レジーム毎の分類ではなく、規制対象となる貨物及び役務の分類に応じて規定しており、この点について、我が国と諸外国間で規制対象となる貨物及び役務の規定順が異なります。	外国為替及び外国貿易法 第25条、第48条、輸出貿易管理令第1条 別表第一、外国為替令第17条 別表	検討に着手	我が国における貨物及び役務の規定順を国際的に広く採用されている構成に見直すことは重要であると考えております。現在、政府内において、我が国と諸外国との規定の対応関係などを整理しているところであり、平成30年度中には検討状況を産業界にも共有し、丁寧に意見を伺ってまいります。 国際的な構成への見直しにあたっては、企業等の管理体制の変更やシステム改修などが発生することが予想されるため、幅広い周知広報を行った上で、十分な準備期間を確保するなど丁寧に対応していきます。	
300222013	30年2月22日	30年3月13日	30年4月20日	総合効率化計画認定に関わる申請手続きのワンストップ化	<p>【提案の具体的内容】 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流総合効率化法)に基づく総合効率化計画の認定にあたり、国ならびに地方自治体での各種申請手続きのワンストップ化を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定を受ける際には、国土交通省の審査を受ける必要がある。 市街化調整区域への特定流通業務施設の建設計画の認定など、同法の認定を受けて事業を実施するにあたり、国土交通省だけでなく地方自治体にも開発許可の申請等しなければならない場合がある。このため、申請者に大きな負担がかかることにも、手続きに多くの時間を要している。 ワンストップ化により、申請者・国・地方自治体の3者それぞれの業務の効率化・迅速化が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省 経済産業省 国土交通省	物流総合効率化法では、総合効率化計画に記載されている事業を実施するため、貨物利用運送事業法による登録、許可等、各事業法の登録、許可等が必要となる場合があります。このような場合、総合効率化計画の認定申請時に、各事業法の登録、許可等の審査に必要な事項を記載し、添付書類を併せて提出することにより、総合効率化計画の認定と同時に、各事業法の登録、許可等を受けることができます(事業許可等の一括取得)。 また、物流事業者は、物流総合効率化法による国土交通大臣(地方運輸局長)等の認定を受けた総合効率化計画に基づく物流施設を建築する場合、「開発許可制度運用指針(都市計画法に基づく技術的助言)」において、市街化調整区域に建築される場合であっても、開発許可をして差し支えないものとしており、これに基づき、各開発許可権者において判断することとされています。	物流総合効率化法 貨物利用運送事業法 貨物自動車運送事業法 海上運送法 鉄道事業法 軌道法 自動車ターミナル法 倉庫業法 港湾法 都市計画法	現行制度下で対応可能	物流総合効率化法では、同法第8条から第17条に基づき、総合効率化計画に記載されている貨物自動車運送事業、倉庫業等に係る各事業法の許可等を、総合効率化計画の認定と併せて取得することができ、関係手続のワンストップ化を実現しております。 一方で、物流総合効率化法の認定に当たっては、物流の効率化やトラックドライバーの長時間労働は正の観点から、貨物自動車運送事業、倉庫業等を所管する立場からの専門的な知見による審査が必要であり、その手続きを地方公共団体に一任することはできません。他方、都市計画法に基づく開発許可制度等のまちづくりに関する業務は、地方公共団体の事務として行われています。 したがって、国と地方でそれぞれの主体が、それぞれで各種手続きを行う必要があります。 なお、手続きの迅速化については、物流総合効率化法では、特定流通業務施設の整備を伴う計画の認定に係る標準処理期間について2か月としているところですが、実態を調査し、開発許可担当部局との連携も含め、必要に応じて運用のあり方を検討します。	
300227001	30年2月27日	30年3月26日	30年4月20日	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化推進	<p>【提案の具体的内容】 省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、「同じ情報は一度だけの原則(フンス・オンリー原則)」等、「規制改革推進に関する第1次答申～明日への扉を開く～」(2017年5月、規制改革推進会議)に示された行政手続コスト削減の方針に則り、文書の様式・記載項目・届出先の一元化に向けた必要な措置を講じるべきである。</p> <p>【提案理由】 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。 経済産業省は「『行政手続コスト』削減のための基本計画」において省エネ法定期報告の電子化に関する検討を行うことを掲げる一方、地方自治体への報告との重複については言及していない。 省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。フンス・オンリーの徹底と書式・様式の統一に向けた必要な措置を講じるべきである。 国の地方自治体への関与は自治体の自主性及び自立性に配慮しなければならない原則があるとはいえ、「規制改革推進に関する第1次答申」において「地方自治体の行政手続については、地方自治体の理解と協力を得つつ、取組を進める」と記載されている以上は、自治体の理解・協力を得るための最大限の取り組みを行っていただきたい。 省エネ法定期報告と地方自治体の温暖化防止条例等における報告の文書様式や記載項目、届出先の統一が進めば、事業者の事務コストが大幅に縮減され、生産性の向上や、実質的な温暖化対策に割くことのできるリソースの増加、また効率的な行政の実現にも資することが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	省エネ法における定期報告は、事業者によるエネルギーの使用法の改善を目的として、法第15条に基づき、年度のエネルギー使用量が1,500k以上(原油換算)である事業者等に対して、毎年度7月末までに定期報告書の提出を義務付けているものです。 具体的には、エネルギーの使用量、エネルギー使用効率(エネルギー消費原単位)、事業者等の取り組むべき省エネ対策(エネルギー消費設備の設置改廃の状況など)の遵守状況といった、事業者の省エネ取組状況を把握する上で最低限の事項を求めています。 定期報告の結果、事業者の省エネ取組状況が不十分と認められる場合には、法に基づく立入検査や報告徴収等を実施した上で、法に基づく指導等を実施しています。 一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けています。 両制度に基づく報告項目については、各地方自治体が独自の取り組みを実施する観点から様々な報告を求めているため、重複項目の有無は地方自治体ごとに異なっていると認識しています。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第14条、第15条 エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化防止条例等	検討に着手	本提案については、事業者の行政コストを簡素化する観点から、現在、内閣府の「規制改革推進会議」における「行政手続部会」において検討を進めています。引き続き、環境省・経済産業省の両省で連携して取り組んでまいります。	○

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300227002	30年 2月27日	30年 3月26日	30年 4月20日	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化	<p>【提案の具体的内容】 環境影響が限定的な火力発電所のリプレースについて、「発電所の設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(以下、「中間報告」)で示された取組みの実施状況やこれまでのアセス手続きでの実績等を踏まえて、次回のアセス法改正検討時においては、アセス手続きの合理化による期間短縮について議論して頂きたい。</p> <p>【提案理由】 中間報告で定義された「改善リプレース」事業については、従来の環境アセスメント手続の質は維持しつつ、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(以下、ガイドライン)の適用による調査・予測手法の合理化、審査プロセス等における国、自治体、事業者の運用改善等により、アセス期間の短縮を図ることとしている。 既存の火力発電所については、これまで多数の法アセス手続が実施され、供用に当たって地元と環境保全協定等を締結するなど、事業者は着実に環境保全措置を講じて地域との信頼関係構築等を図り、長年にわたって環境保全に万全を期している。改善リプレースは、これらを背景に事業者が地域特性を十分把握した中で、の事業計画であるため、配慮書手続を行う意義は乏しい。加えて、ガイドラインの適用や先行事例の参照により、事業特性、地域特性を踏まえた調査、予測、評価手法を選定することができるため、方法書手続きも省略することが可能である。 現状でも、国、自治体、事業者の運用改善によって審査期間の短縮が図られているが、審査遅延リスクを考慮すると事業者は法定期間を見積もって資金計画や設備の製作等の事業計画を立てざるを得ず、審査期間の短縮が本工事開始時期の前倒しに至らない可能性もある。 平成28年度の規制改革要望(受付番号No:291104007)に対し、政府は「『今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)』を踏まえ、運用上の取組によって最大限期間を短縮することに対応しています」と回答した。しかし、上記答申に対するパコメにおいてはアセス手続期間短縮に関する多数の意見が寄せられている。また、中間報告においても、「今後適用する取組について、環境省及び経産省で連携して適宜フォローアップを行う」とされている。国、自治体、事業者の運用改善による審査期間の短縮やリプレースアセスの実績等を踏まえ、次回のアセス法改正検討においては、アセス手続の合理化による期間短縮について議論をして頂きたい。 アセス手続期間が短縮され、かつ、工事着手時期の予見性が高まることにより、事業者が改善リプレースを積極的に選択するようになれば、古い発電所の更新が促進され、環境の改善につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リプレース)の工事の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境に及ぼす影響について調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行うとともに、一般・関係自治体・国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	環境影響評価法	現行制度下で対応可能	<p>次回アセス法改正については、今後、審議会等の議論を経て検討して参りますが、いずれにせよ、配慮書・方法書手続の省略可否の検討にあたっては、まずは事例の蓄積が必要と考えます。リプレースガイドラインによる調査・予測手法の合理化を図っている事例として現時点で2事例が進められておりますので、今後、これらの検証を行ってまいります。なお、そのうちの1事例は、長期間停止していた既設発電施設のリプレース案件です。このような場合、停止中の環境影響と比較すると、リプレースにより環境影響が増加するケースもありますので、そういった点も考慮して検討を進める必要があると考えます。</p> <p>その上で、当面は、「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日中央環境審議会)において、「ベスト追求型の観点も踏まえ、方法書における評価項目の絞り込みを通じた環境影響評価に要する期間の短縮等、弾力的な運用で対応することが必要」とされたことを踏まえ、運用上の取組によって、最大限期間を短縮することが有益と考えます。具体的には、火力発電所のリプレースのうち、最新設備への更新により温室効果ガス・大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及び温排水排出熱量の低減が図られ、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定されるなど、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業については、環境省が作成している「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドラインについて」を活用することにより、調査・予測・評価に係る期間を1年程度短縮することが可能です。また、国の審査期間を短縮したり、自治体にも審査期間の短縮を求めることとしています。</p> <p>このように事業者・国・自治体が一体で取り組むことにより、これまで3年程度要していた手続を最短1年強まで短縮することを日本再興戦略に盛り込み、平成25年6月14日に閣議決定していますので、引き続き事業者の皆様とともに、この取組を着実に実施して参りたいと考えております。</p>	△
300228012	30年 2月28日	30年 3月26日	30年 4月20日	工場立地法における届出対象範囲の緩和	<p>【提案の具体的内容】 工場立地法の届出対象範囲要件に、生産施設の面積割合の下限値を設定すべきである。</p> <p>【提案理由】 工場立地法により、特定工場を新設しようとする場合、一定割合の緑地・環境施設の面積の確保が求められている(現在は、敷地面積 9,000㎡以上または建設面積の合計3,000㎡以上の製造業等に係る工場または事業所が対象。生産施設の上限面積割合は業種別に30%～65%と規定)。しかし、敷地内に本社、開発・研究所機能と工場が併設されている場合、工場の面積割合が極めて低くても、全敷地面積を対象とした緑地・環境施設の確保が求められており、企業の競争力強化の基盤となる開発・研究所の用地拡大を阻害している。 そこで、工場立地法の届出対象となる生産施設の面積割合の下限値(たとえば10%)を設定し、下限値を下回る場合は規制対象から除外できるようにすることで、工場立地の環境保全を確保しつつ、企業発展に向けた投資を促進することが望まれる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	工場立地法においては、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業を営む者が、一定規模以上の工場又は事業場(以下、工場等という。)を設置しようとする場合、工場敷地面積の20%以上の緑地の整備等を義務付けている。工場立地法の規制対象となる一定規模以上の工場等とは、敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積合計が3,000㎡以上を基準としていることから、当該条件を満たす場合は、生産施設面積割合に関係なく、規制対象となる。	工場立地法第4条第1項、第6条第1項 工場立地法施行令第2条 工場立地法施行規則第2条 工場立地に関する準則第2条、第3条	対応不可	<p>工場立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的に規制を実施している。具体的には、環境配慮の観点から工場敷地で立地されている生産施設の面積を一定割合以下に抑える一方、緑地や公園の施設を十分確保させることで、地域や工場で働く従業員等に快適な環境を提供し、工場立地が地域環境と調和した形で進められることを目指している。</p> <p>工場が立地する場合、工場敷地が確保された後に、必要な施設等が設置されるという流れとなるため、工場立地法では、規制を効果的に機能させるため、施設等を設置する前に届出をさせる事前規制を行っている。</p> <p>施設を設置する前の届出であることから、規制対象となる工場であるか否かの判断は、既に確保されている敷地面積の規模で判断することとなっている。</p> <p>施設設置前に規制を行うことは、工場の敷地利用の適正化を図ることにつながるが、生産施設面積の割合が低い場合でも、工場敷地面積が大きければ生産施設面積も大きくなるため、工場の敷地利用の適正化の観点から、生産施設の配置場所や緑地等の整備が必要となる場合がある。</p> <p>そのため、敷地面積が一定規模以上の工場について、生産施設面積が一定割合以下であることをもって、届出の範囲から外すことは、当該法目的を達成することができなくなるため、対応は困難である。</p> <p>本提案は、工場を立地するにあたり、緑地等の確保が難しいため、周辺環境への影響度合いが比較的小さいと思われる生産施設割合が低い工場については、緑地整備の義務を外して欲しいという主張だと思われるが、緑地規制については、これまで緩和を実施してきた。</p> <p>具体的には、地域の実情に応じ、市町村が独自に緑地面積率を変更することが法律上可能となっており、総合的に見て周辺地域への影響が少ない市町村が判断する場合、当該地域の緑地面積率の軽減を図ることができる。工場を立地する場合、市町村が、そのように判断した地域へ立地を行う等により、企業にとっても、一定程度、緑地整備の負担等を軽減することができるものと考えられる。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300309001	30年3月9日	30年4月17日	30年5月15日	「電気事業法施行規則」の「工事計画届」に係る発電機及び変圧器の短絡強度計算書を不要としてほしい	<p>【提案内容】</p> <p>「電気事業法施行規則」第63条、第66条関係の「別表第三」について</p> <p>【提案理由】</p> <p>工事計画届の添付書類として、発電機及び変圧器の短絡強度計算書の提出が求められていますが、発電機については6kV配電線に連系される誘導発電機の場合、また変圧器については2,000kVA以下のJIS規格品を適用する場合は、「省略できる」として頂きたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(1) 発電機の短絡強度について</p> <p>6kV配電線に連系される小容量の発電機は、ほとんど誘導発電機が適用されますが、発電機メーカーに短絡強度計算書の提出を要求しても、「誘導発電機の場合、そのような計算書は存在しません」となどの回答で、計算書の入手が事実上不可能です。</p> <p>誘導発電機の短絡強度計算書が省略できる技術的説明については、以下のとおりです。</p> <p>(1) JIS C 4034-1 (1999)「回転電気機械-第1部」では、短絡電流の規定があり、また短絡試験に対する強度が求められているのは同期機だけで、誘導機に対する記述はありません。</p> <p>誘導機の短絡電流は強度上問題にならないとして、記述がないと推測されます。</p> <p>(2) JIS C 4034-2-1(2011)「回転電気機械-第2部」では、「短絡試験」の項目に、「同期機に関する規定であり、適用範囲外のため、対応国際規格の規程を不採用とした。」と記載されています。上記(1)と同様な扱いです。</p> <p>(3) JEC-2137 (2000)「誘導機」及びJEC-2130 (2000)「同期機」において、「短絡電流強度」の規定があるのは同期機だけで、誘導機に対しての記述がありません。すなわち、これも上記(1)、(2)と同様です。</p> <p>(4) 変圧器の短絡強度について</p> <p>6kV配電線に連系される小水力発電の場合、実状としてほとんど全てJIS規格でラインアップされた汎用の変圧器を適用しています。これについても、変圧器メーカーに短絡強度計算書の提出を要求しても、「JIS規格品につき問題ありません。」との回答を受ける状況となっています。</p> <p>またJIS事務局に問い合わせたところ上記につき同意を得ています。</p>	全国小水力利用推進協議会	経済産業省	<p>事業用電気工作物の設置又は変更の工事を行う場合、電気事業法施行規則の別表第二の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものについて、その工事の計画を事前に届け出る必要があります。</p> <p>この工事計画の届出をする場合、当該電気工作物の属する電気事業法施行規則の別表第三の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。</p> <p>水力発電所を含む発電設備における電気設備としての発電機及び変圧器については、短絡強度計算書を添付書類とすることが定められています。</p>	電気事業法(昭和39年法律第170号)第48条第1項	検討に着手	<p>ご提案のように、JIS規格品の等、一定の条件下において、発電機又は変圧器の工事計画届出における添付書類から短絡強度計算書を不要とできるかについては、不要とした場合に実際の電気工作物がおかれる環境等の条件において、電気事業法が求める安全が確保できることを確認する必要があります。</p> <p>このため、ご指摘のJIS等の規格において短絡電流の記載がないことの趣旨、短絡電流の記載のないことと短絡強度との関係性、短絡強度計算書を不要として、本当に安全確保上問題が生じないか等を確認するため、専門家やメーカー等関係者に対しヒアリングを実施しているところです。</p> <p>今後、必要なヒアリングが終了し次第、その結果を集約した上で、短絡強度計算書の必要性について検討を行ってまいります。</p>	
300309002	30年3月9日	30年4月17日	30年5月15日	「電技解釈」第229条「高圧連系時の系統連系用保護装置」について受動的方式のみで可としてほしい	<p>【提案内容】</p> <p>単独運転検出装置の保護要件として、逆変換装置を用いずに「高圧連系・逆潮流あり」で連系する場合は能動的方式を1方式以上含むものが求められていますが、誘導発電機を適用する場合は、能動的方式を不要とし、受動的方式のみで可として頂きたい。また「低圧連系・逆潮流あり」の場合においても同様に受動的方式のみで可として頂きたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>能動的方式が必要な根拠として、系統連系規程では、『単独運転系統内が「発電設備等の出力≒負荷」の場合(有効電力及び無効電力とも平衡)には、解列箇所の電圧及び周波数とも変化が少なく、OVR、UVR、OFR、UFR等の保護リレーのみでは単独運転を防止できない』としています。</p> <p>しかし小水力発電設備で誘導発電機を適用する場合、能動的方式が無い場合でも単独運転検出が確実にできます。</p> <p>(1)連系運転中(単独系統ではない)の場合の誘導発電機の励磁電流の供給源は、配電用変電所となるため、「発電設備等の出力≒負荷」の場合でも無効電力が平衡することは無く、配電線が単独系統となった時点で誘導発電機の励磁電流は喪失するため、発電設備のUVRにて単独運転検出が可能です。</p> <p>(2)なお、単独系統内に同期発電機や太陽光発電などの自立運転可能な発電設備が存在する場合に単独系統になった場合でもこれらの発電設備には能動的方式の単独運転検出装置が設置されているため、この能動的方式の単独運転検出装置により解列されます。これによりこの単独系統は誘導発電機を用いた発電設備のUFRにて単独運転検出が可能となります。</p> <p>(3)また単独系統になった場合、系統連系規程等で定める力率改善用コンデンサの容量、および誘導発電機の通常運転状態では、自己励磁の発生領域から外れているため、自己励磁が発生することはありません。</p> <p>(4)電技解釈および系統連系規程では、誘導発電機を用いた風力発電設備の場合、能動的/受動的方式の単独運転検出装置を省略できるとしています。これは誘導発電機を用いた小水力発電設備にもそのまま当てはまります。このため、小水力発電について能動的方式の単独運転検出装置が省略できます。</p> <p>【実現の効果】</p> <p>(1)能動的方式の単独運転検出装置を不要とすることによって、コスト削減が可能となり、中小水力発電の普及促進に寄与できます。</p> <p>(2)国際的な基準に合致します。</p>	全国小水力利用推進協議会	経済産業省	<p>電気事業法において、事業用電気工作物を設置するものは、事業用電気工作物を省令で定める技術基準に適合するように維持することが求められております。</p> <p>電気設備については、その技術基準として「電気設備に関する技術基準を定める省令」が定められており、その技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に、「電気設備の技術基準の解釈」が制定されています。</p> <p>「電気設備の技術基準の解釈」第229条第三号イにおいて、単独運転を検出して分散型電源を自動的に解列するための装置として施設する単独運転検出装置には、能動的方式を1方式以上含むことを要求しています。</p>	電気事業法(昭和39年法律第170号)第39条第1項	検討を予定	<p>分散型電源が誘導発電機で発電している場合の単独運転検出装置の要件を、受動的方式のみでも良いとすることについては、受動的方式のみとしても安全が確保できることを確認する必要があります。</p> <p>今後、専門家等に、受動的方式のみで安全が確保できるか技術的な評価をいただき、その結果も踏まえて検討したうえで、2018年度内に結論を得る予定です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300309003	30年3月9日	30年4月17日	30年5月15日	経済産業省令「電気設備技術基準とその解釈」第226条の「逆変換装置なしの連系」の改定	<p>「低圧連系・逆潮流あり」の場合でも、逆変換装置なしの連系を認めて頂きたい。逆変換装置なしの連系とは、回転機と単独運転検出装置(注)による連系で、「高圧連系・逆潮流あり」の場合に認められている方式です。</p> <p>【提案理由】 系統連系規程等で「低圧連系・逆潮流あり」の連系は逆変換装置を使用する場合に限る」とする技術的根拠は、「低圧回路での単独運転検出技術が未熟であるため」とされています。しかし、下記のとおり、この技術的根拠は消滅しており、低圧回路における単独運転検出技術は、現状まったく問題ないと考えます。 (1) 現状、高圧連系の場合に適用されている単独運転検出は、ほとんど低圧回路側で行っているのが実態で、これは低圧回路での単独運転検出技術が既に確立されていることを示しています。 (2) 高圧連系の場合、低圧連系の場合の単独運転検出装置の取付け場所は、回路構成上はまったく同じであり、低圧連系の場合に逆変換装置以外を排除する技術的根拠は無いと考えます。 (3) 「高圧連系・逆潮流あり」の小規模(200～300kW以下)の小水力発電設備に適用される単独運転検出装置の能動的方式は、単独運転検出装置の負荷抵抗接続点における系統側と発電機側の電流分担比を検出し、単独運転かどうかの判定をしているだけです。受動的方式についても同様です。すなわち、単独運転検出装置の検出原理は、高圧、低圧の連系区分とは一切無関係ということです。 (3)「回転機+単独運転検出装置」の実例がある。 当協議会が把握している範囲では、「低圧連系・逆潮流あり」の小水力発電設備で逆変換装置を適用せず、個別協議等で「回転機+単独運転検出装置」の連系が認められ、既に運用している実例が4件あります。</p> <p>【要望の効果】 当技術的要件のため、低圧連系の場合の小水力発電設備は「永久磁石同期発電機 ⇒ 発電機ドライブ装置(AC/DC変換装置) ⇒ 系統連系用インバータ(DC/AC変換装置)」という2重の変換を行う装置を設置することになり、約数百万円のコスト高となっている。要望の実現によりコスト削減となり、再生可能エネルギーの導入促進となる。</p>	全国小水力利用推進協議会	経済産業省	<p>電気事業法において、事業用電気工作物を設置するものは、事業用電気工作物を省令で定める技術基準に適合するように維持することが求められています。</p> <p>電気設備については、その技術基準として「電気設備に関する技術基準を定める省令」が定められており、その技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的にした、「電気設備の技術基準の解釈」が制定されています。</p> <p>「電気設備の技術基準の解釈」第226条第2項において、「低圧の電力系統に逆変換装置を用いずに分散型電源を連系する場合は、逆潮流を生じさせないこと。」と規定されています。</p>	電気事業法(昭和39年法律第170号)第39条第1項 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第20条 電気設備の技術基準の解釈(20130215商局第4号)第226条第2項	検討を予定	<p>低圧連系で逆潮流を生じさせる場合に、逆変換装置を不要とすることについては、逆変換装置がなくても安全が確保できることを確認する必要があります。</p> <p>今後、専門家等に、逆変換装置がなくても安全が確保できるか技術的な評価をいただき、その結果も踏まえて検討したうえで2018年度内に結論を得る予定です。</p>	
300309004	30年3月9日	30年4月17日	30年5月15日	特許庁への費用納付手続きの電子化の徹底(予納台帳での納付可能な手続きの拡大)	<p>【提案の具体的内容】 特許庁に対する、登録名義人の表示変更登録申請(現状は書面に収入印紙の貼付が必要)、特許権存続期間延長登録願(現状は書面に特許印紙の貼付が必要)、特許証再交付請求(現状は書面に特許印紙の貼付が必要)の各手続きについて、特許料の納付等と同様に、予納台帳からの引き落としでの費用納付を可能にするよう求める。 なお、特許登録以降の手続きはインターネットではできないので、「審判請求書」(訂正審判、無効審判)等の申請にも「特許印紙」を使っている。これらも予納台帳からの引き落としでの費用納付を可能にするよう検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 特許庁に対する費用納付の手続のうち、特許料の納付等は、予納台帳からの引き落としでの納付が可能である。予納台帳システムが整備されているにも関わらず、書面での印紙貼付を強制する手続を残す必然性は希薄である。特許庁に対する費用納付の手続について、予納台帳での納付を可能とすることで、手続を行う企業にとっては、印紙貼付などの煩雑な事務作業が不要となり、より付加価値の高い業務に注力することができる。また、特許庁にとっても、書面での確認等が不要になり、電子化による行政の効率化が期待される。 例えば、合併等による企業名等の変更によって「登録名義人の表示変更登録申請」を行う場合には、保有する特許件数分についての書面作成・印紙貼付が必要となる。膨大な特許を有する企業にとっては多大な事務コストを要することになり(外注している場合には外注のコストが必要になる)、特許庁側では書面の不備が無いかの煩雑な事務手続きが発生する。予納台帳での納付を可能とすることで、企業・特許庁での事務作業を抑制することが可能になる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	<p>特許法上、手続は原則として書面ですべきものとされていますが、そのうち工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(「特例法」)が定める一部手続については、書面に代えて電子的に行うことが可能とされています(「特定手続」)。また、特許法の下における料金納付は、提出書面に特許印紙を貼付する方法で行うのが原則ですが、電子的手続においてはこれが不可能であるため、これに代わる手段として採用されたのが、手数料の見込額を予め特許印紙で特許庁に納付しておく制度(「予納制度」)です。 登録名義人の表示変更登録申請や、存続期間延長登録願等、ご指摘の手続は、現行の特例法上「特定手続」とされていないため、電子申請を前提とする予納制度も利用できないのが現状です。</p>	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(特例法)第3条、第14条	検討を予定	<p>政府全体で、行政手続きのオンライン化・ワンストップサービスの実現を目指している中で、特許庁も、電子申請可能な手続きの拡充を含め、ユーザーの利便性に資するよう、現行制度・システムを不断に見直していく方針です。 ご提案のあった手続書類の費用納付について、特許印紙貼付から予納台帳による引き落としとするためには、電子申請が可能となるよう法令の改正が必要となります。今後、当該申請の件数見込み等、電子化による費用対効果も精査しつつ検討していく予定です。</p> <p>また、参考として表示変更登録申請の特許権の「移転登録手続」に要する費用については、登録免許税法の規定に基づいて課される国税の一種であり(登録免許税、国税通則法第12条2項12号)収入印紙で納付することになっており、特許法その他の法令に基づき特許庁が徴収する産業財産権関連の諸料金とはその性質が異なります。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300318004	30年3月18日	30年4月17日	30年5月15日	化審法の新規化学物質事前審査に係る試験データの共有	<p>■要望内容 化審法の新規化学物質事前審査に必要な試験データを政府が買い取るなど、輸入・製造者が共有できる仕組みを構築すべき。</p> <p>■要望理由 a)規制の現状 新規化学物質事前審査の届出において、先発者の届出が確認されてから5年間は名称が公示されないため、後発者は先発者と同様の試験を時間と費用をかけて行わなければならない。当該化学物質を用いた製造事業者(ユーザー)は、これら複数の製造・輸入事業者(サプライヤー)による試験費用を間接的に全て負担することとなり、また、後発者の届出が政府の確認を受けるまでの期間、ユーザーは供給不足により事業の機会損失を受けるため、国際競争力低下の要因となっている。</p> <p>b)要望理由 EU及びスイスでは、特に脊椎動物試験については、届出者間で費用と交換でデータを共有し、重複試験を回避することが義務付けられている。 一方、日本では先発者(サプライヤー)の事業利益保護が重要視されているため動物試験が重複して実施される上、当該化学物質の普及が遅れ、国際競争力低下の要因となっている。 近年QSARの導入やOECDで他国の審査結果の取り入れも実施されていることから、日本においても政府が試験データを買い取るなど、輸入・製造者が共有できる仕組みを構築し、生態保護及び経済成長を目指すべき。</p> <p>c)要望が実現した場合の効果 審査の効率化による行政手続きコストの削減。 重複試験の回避による期間・費用の効率化、動物保護。 複数事業者からの安定供給による事業規模の拡大ひいては競争力強化への寄与。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	厚生労働省 経済産業省 環境省	<p>・化審法は、新規化学物質を製造・輸入しようとする事業者に対し、上市前に安全性に関するデータを国に提出することを求めています。</p> <p>・国は提出された安全性データを審査し、安全と判断した新規化学物質については、その名称を五年間秘匿した上、五年後から公示することとしています。</p>	化審法第三条第1項、第四条第1項、第四条第5項	対応不可	<p>・①新規の化学物質について事業者に対して安全性データを要求すること及び②データ取得のために費用負担を行った事業者の先行者利益を守ることについては、欧州(REACH)も、“No Data No Market”と言われるように、我が国(化審法)と思想を同じくしています。</p> <p>・しかしながら、化審法は、REACHにくらべて、安全性データの共有は図られるべきとの考え方の下、情報の秘匿は五年のみとし、それ以降は物質名称を公示することで、先行者以外が製造・輸入することを可能としています。したがって、先行者利益が無期限に守られているREACHにくらべれば、要望者の主張する重複試験の回避は制度上確保されていると認識しております。</p> <p>・また、このような先行者利益と重複試験の回避とのバランスに鑑みれば、例え有償であっても事業者の意思に関わらず即座に公開する制度とするのではなく、法令に基づいて五年間の秘匿期間のうちに公開する現行の対応を維持することが適切と考えております。</p> <p>・なお、五年間の秘匿期間内であっても、企業間で個別に安全性データを売買することを化審法は妨げていません。</p>	
300318006	30年3月18日	30年4月17日	30年5月15日	微細半導体輸出規制の緩和	<p>■要望内容 外為令 別表の七の項(一)の経済産業省令で定める技術において、第六条に該当するもの(同条第十六号ロに該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術の除外規定に関し、現状、線径0.13um以上のデバイスの除外規制を、28nm以上の緩和をお願いしたい。</p> <p>■要望理由 <規制の現状> 外為令 別表の七の項(一)の経済産業省令で定める技術において、第六条に該当するもの(同条第十六号ロに該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術の除外規定が線径0.13um以上のデバイスとなっている。</p> <p><規制の理由> 世界的に微細Siデバイスの微細化は進んでおり、現在は28nm世代の技術を提供するOSは、先頭集団だけでなく、2巡目3巡目からの提供が始まる段階、中国でも28nm世代を提供するOSが出現しており、0.13um以下の輸出規制は時代に即していない。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 現在300mm主力の28-90nmを使ったモバイル製品、および、200mm先端の110-130nmを使った低電力ローエンド製品が対象。これらの技術は、Society5.0で実現を目指す「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合」するために前提となる、あらゆるフィジカル空間をサイバー空間につなげるための基軸技術であり、これらの輸出規制を緩和することで、海外市場でのアプリの普及・活用につながる。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	経済産業省	<p>我が国における貨物及び役務の規制については、国際輸出管理レジームの合意を踏まえ、外国為替及び外国貿易法及びその関連法令等に基づき、実施しております。パワーストーンにかかる規制に関しては、国際輸出管理レジームの1つであるワッセナー・アレンジメント(通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転を規制)における合意事項に基づき規制が行われており、規制対象となる品目及びそれらの詳細な技術的仕様等については、輸出貿易管理令別表第一、外国為替令別表、及び輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令に規定されています。</p>	外国為替及び外国貿易法 第25条、第48条、輸出貿易管理令第1条 別表第一、外国為替令第17条 別表、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	対応不可	<p>微細半導体に関しては、ワッセナー・アレンジメントにおける国際合意に基づき、参加国としてこれを実施すべく国内法令において規制をしております。ワッセナー・アレンジメントを含む国際輸出管理レジームでは、兵器や軍事利用可能な貨物等が、懸念国や懸念組織に渡り、国際社会の平和と安全が脅かされることのないよう、軍事技術の動向等の安全保障上の専門的な議論を行っております。これらの議論を無視して規制緩和を行えば、参加国間の合意を守ることができず、国際社会の信用を失うほか、我が国が兵器や軍事転用可能な貨物等の拡散の原因となって、国際的な責任を果たすことができなくなるため、対応は困難です。</p>	
300318007	30年3月18日	30年4月17日	30年5月15日	パワー半導体輸出規制の緩和	<p>■要望内容 【貨物等省令第6条第八号の三】「イ 最大動作接合部温度が215℃を超えるように設計したもの」として規定されているパワーデバイスの動作温度の輸出規制を、「250℃を超える」と緩和をお願いしたい。</p> <p>■要望理由 <規制の現状> パワーデバイスの動作温度の輸出規制において、最大動作接合部温度が215℃を超えるように設計したものとして規定されている。</p> <p><要望理由> SiCでは250℃以上の動作環境でのデバイス動作が可能となる。マーケットの期待もそこにありますので、250℃以上への緩和が必要です。 250℃を超える温度については、半導体パッケージ(PKG)技術を含むより一段の技術開発が必要とされているため、SiCデバイス視点での緩和は250℃までを要望する。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 世界的にSiC(シリコンカーバイド)のデバイス開発が推進されている状況であり、特に中国はパワー半導体への開発投資が盛ん。早晚、彼我の差がなくなると予想されるため、中国市場攻略の機を逸さないためにも緩和が好ましい。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	経済産業省	<p>我が国における貨物及び役務の規制については、国際輸出管理レジームの合意を踏まえ、外国為替及び外国貿易法及びその関連法令等に基づき、実施しております。パワーストーンにかかる規制に関しては、国際輸出管理レジームの1つであるワッセナー・アレンジメント(通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転を規制)における合意事項に基づき規制が行われており、規制対象となる品目及びそれらの詳細な技術的仕様等については、輸出貿易管理令別表第一、外国為替令別表、及び輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令に規定されています。</p>	外国為替及び外国貿易法 第25条、第48条、輸出貿易管理令第1条 別表第一、外国為替令第17条 別表、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	対応不可	<p>パワー半導体に関しては、ワッセナー・アレンジメントにおける国際合意に基づき、参加国としてこれを実施すべく国内法令において規制をしております。ワッセナー・アレンジメントを含む国際輸出管理レジームでは、兵器や軍事利用可能な貨物等が、懸念国や懸念組織に渡り、国際社会の平和と安全が脅かされることのないよう、軍事技術の動向等の安全保障上の専門的な議論を行っております。これらの議論を無視して規制緩和を行えば、参加国間の合意を守ることができず、国際社会の信用を失うほか、我が国が兵器や軍事転用可能な貨物等の拡散の原因となって、国際的な責任を果たすことができなくなるため、対応は困難です。</p>	